



Title	人に帰属しない利益の侵害と民事責任（1）： 純粹環境損害と損害の属人的性格をめぐるフランス法の議論からの示唆
Author(s)	小野寺, 倫子; Onodera, Michiko
Citation	北大法学論集, 62(6), 518[41]-459[100]
Issue Date	2012-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/48746">https://hdl.handle.net/2115/48746</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-6_010.pdf



# 人に帰属しない利益の侵害と民事責任(1)

—— 純粹環境損害と損害の属人的性格をめぐる  
フランス法の議論からの示唆 ——

小野寺 倫 子

## 目 次

はじめに

- 1 問題の所在
- 2 問題意識
- 3 叙述の順序

第1章 損害の属人的性格と集团的損害に関するフランス法の検討

はじめに

第1節 損害の属人的性格と集团的損害に関する民事責任法の学説

- 1 集团的利益の侵害に関する損害賠償の発展の経緯
- 2 純粹環境損害の登場以前の学説の状況
- 3 損害の属人的性格と集团的損害に関する現代の民事責任法の学説の状況

第1節のまとめ

第2節 民事訴訟法の学説

- 1 訴えの利益の属人的性格—訴えの要件
- 2 集团的利益に関する訴えの「資格」構成
- 3 集团的利益に関する訴えの「利益」構成

第2節のまとめ

(以上、本号)

## はじめに

### 1 問題の所在

（1）環境損害の類型と民事法の領域における環境損害への対処の必要性

環境損害には、2つの類型があることが指摘されている。すなわち、①環境への侵害を介して発生した損害一般（広義の環境損害）と②環境に対する侵害から環境自体に生じた損害（狭義の環境損害）とである<sup>1</sup>。

①に含まれる損害のうち、環境に対する侵害を介して、特定の人の生命・身体・財産等に対して生じた損害は、民事責任法の古典的な保護法益について発生した損害である。したがって、このような損害が不法行為法において賠償の対象とされるべきことについては疑いがない。公害や近隣妨害が、この類型の典型である。確かに、環境への侵害が介在することで、過失や因果関係の証明の困難さや、被害者の多数性などの特殊な問題が発生しうるので、この場合も環境損害というカテゴリを設けることの意味は存する。しかし、この類型においては、被侵害利益については、保護の必要性が当然に肯定され、環境損害であることによって独自の問題が生じるわけではない。

これに対し、②については、環境自体は、特定の法主体に帰属する利益として把握しがたいために、特定の法主体に帰属する利益の保護を目的としてきた伝統的な民事責任法において、このような損害の救済をはかることが可能かどうかが問題となる<sup>3</sup>。

もっとも、環境への侵害について、特に人に対する直接的影響が発生する以前の段階、つまり環境損害が②の範疇にある場合には、環境の公

<sup>1</sup> 大塚直「環境に対する責任」ジュリ1372号（2009）42頁、吉村良一『環境法の現代的課題 公私協働の視点から』有斐閣（2011）。

<sup>2</sup> 例えば、大塚直『環境法 第3版』有斐閣（2010）663頁以下を参照。

<sup>3</sup> このような問題を端的に提起するものとして、吉田克己「現代不法行為法学の課題—被侵害利益の公共化をめぐる—」法科35号（2005）144頁。拙稿「フランス民事責任法における純粹環境損害（préjudice écologique pur）の概念について」松久三四彦他編『藤岡康宏先生古稀記念 民法学における古典と革新』成文堂（2011）462頁も参照。

共性にかんがみ、立法に基づく行政的・警察的対処が第一義的に要請されるべきである<sup>4</sup>。実際にも、既に、この分野においては行政法上の規制や刑罰規定が整備されてきている<sup>5</sup>。しかし、このような立法府や政府がイニシアティブをもつ制度については、その実効性に関して不十分さが指摘されており<sup>6</sup>、それらの制度を補完するものとして、私人がイニシアティブを発揮することができる制度、特に民事訴訟によるこれらの損害の救済が要請される<sup>7</sup>。環境損害はひとたび発生すると回復が困難なことが多いため、特に、特定の人に対して損害が発生する以前の段階において、つまり、②の損害が発生した時点において、直ちに侵害行為に対処できる方策が求められるのである<sup>8</sup>。

<sup>4</sup> 吉村・前掲注(1)3頁。

<sup>5</sup> 阿部泰隆＝淡路剛久編『環境法[第4版]』有斐閣(2011)第IV章から第VI章(163頁以下)、大塚・前掲注(2)第Ⅲ編(233頁以下)、北村喜宣『環境法』弘文堂(2011)第2部(263頁以下)などを参照。

<sup>6</sup> たとえば、大塚・前掲注(1)52頁は、財政難等を原因とする地方自治体の環境に対する監視力低下という現代日本の状況に照らして、私人による監視の重要性を指摘する。

<sup>7</sup> ①の環境損害についても、立法や行政の対処が遅れた公害事件に関し民事訴訟が大きな役割を果たしたことが、しばしば指摘される。環境保護における立法・行政・私人の役割分担については、拙稿「フランス民事責任法における環境自体に生じた損害(純粋環境損害)の救済手段について」早誌60巻2号208頁以下、同・前掲注(3)及びそこで引用した文献を参照。

<sup>8</sup> 本稿が参照するフランス法においても、特に2008年8月1日の法律第757号による2004年4月21日の環境損害の予防と回復に関する環境責任についてのEU指令第35号の国内法化により、行政的手法による本文中の②の意味における環境損害の賠償にについて整備されている(詳細は、淡路剛久「環境損害の回復とその責任—フランス法を中心に」ジュリ1372号(2009)72頁以下、M.Boutonnet, «La réparation du préjudice à l'environnement», 新世代法政策学研究(2010) pp.76 et s. (邦訳は、マチルド・ブトネ(吉田克己訳)「環境に対して引き起こされた損害の賠償」吉田克己＝ムスタファ・メキ編『効率性と法 損害概念の変容』有斐閣(2010)336頁以下。以下、翻訳の頁については、原文の引用の後ろに括弧書きで示す)を参照)。ところで、国内法化以前の段階において、フランスの民事責任法の学説は、上記EU指令を、純粋環境損害の賠償を正当化する一つの証左として挙げていた。つまり、上記EU指

（2）純粹環境損害に関する日本とフランスの民事責任法の対応

この問題について、日本法の学説においては、1970年代から、私法上の環境権を嚆矢として多くの見解が提示されてきている。しかし、いずれの見解もこの問題の抜本的な解決策にはなりえていない。たとえば、私法上の環境権は、未だ判例の認めるところとはなっていない。その理由として、学説は、このような環境利益の外延の不明確さ、権利の帰属主体を観念しがたいことを指摘している<sup>9</sup>。

これに対し、フランス法は、②の損害（フランスでは、純粹環境損害とよばれる<sup>10</sup>）の民事責任法による救済について、学説の議論の蓄積ある。さらに、フランスでは、環境犯罪に関し環境保護団体等に民事訴権を授与するという形で、環境訴訟制度が1970年代から整備されており、この制度が、純粹環境損害の賠償に寄与しているといわれる<sup>11</sup>。もっと

---

令は、このような損害に対する対処の重要性を示すもとして参照されていたのである（Ex., G.Viney et P.Jourdain, *Traité de droit civil, Les condition de la responsabilité*, 3<sup>e</sup>éd., LGDJ, 2006, n°269-2）。また、フランスの学説は、同司令の国内法化後も、私法の領域において環境損害に対処することの必要性はなくなると主張している。なぜなら、EU 指令に基づく環境損害の回復のための制度は、2007年4月30日より前の事件には及ばず、また、この制度による保護の対象は限定されており（保護されている自然区域等に生じた損害や水・土壌などの悪化等）、さらに、一定程度以上の重大性が要求されているからである（L.Neyret, «La réparation des atteintes à l'environnement par le juge judiciaire», D., 2008, p.170）。ただし、萩野奈緒「元老院調査報告書五五八号（二〇〇八-二〇〇九）の概要—フランス民事責任法の現代的課題—」同法62巻2号224頁以下によると、上記国内法化によって、民法典の中に環境損害の賠償を目的として集団的損害の賠償に関する規定を置く必要はなくなったとする主張も見られるようである。

<sup>9</sup> 大塚・前掲注（2）57頁。

<sup>10</sup> V., ex., G.J.Martin, «Réflexion sur la définition du dommage à l'environnement : Le dommage écologique "pur"», in *Droit et environnement*, PUAM, 1995, pp.115 et s.

<sup>11</sup> フランスの環境保護団体（非営利社団）による環境訴訟については、山本和彦「環境団体訴訟の可能性—フランス法の議論を手がかりとして—」『福永有利先生古稀記念 企業紛争と民事手続法理論』商事法務（2005）185頁、伊藤浩「フランスの環境団体訴権」愛媛32巻3・4号123頁、拙稿・「環境に対す

も、フランスにおいても、かつては、裁判所は、純粹環境損害の賠償に消極的であるといわれていたのであるが、最近では、好意的な態度を示してきている<sup>12</sup>。さらに、このような訴権は、一定の要件を満たし認可を受けた環境保護団体（非営利社団）だけではなく、環境に関わる一定の公法人（国立公園等）にも認められており、さらに2008年には、同様の訴権の行使主体が、地方公共団体等に拡張された<sup>13</sup>。

---

る侵害から生じる損害に関するフランス司法裁判所の判例について—エリカ号事件をきっかけとして— 早誌61巻1号（2010）91頁以下を参照。

<sup>12</sup> 純粹環境損害の賠償に好意的なフランス司法裁判所の判例については、拙稿・前掲注（11）96頁以下を参照。

<sup>13</sup> 非営利社団については、環境法典L.142-2条、一定の公法人については同法典L.132-1条、地方公共団体等については、同法典L.142-4条が規定している。なお、これらの法文は、刑事における民事の当事者（私訴原告人、*partie civile*）に認められる権利の行使を認めるという形式をとっている。つまり、これらの法文により、一定の団体・機関は、環境犯罪に関する刑事事件において民事訴権（私訴権、*action civile*）を行使することができるのである。

フランスの民事訴権については、制度全体を概観するものとして、G. ステファニ・G. ルヴァスール・B. ブーロック（澤登佳人・澤登俊雄・新倉修（訳））『フランス刑事法〔刑事訴訟法〕』成文堂（1982）63頁以下及び123頁以下、エマニュエル・ジュラン（加藤雅之（訳））「フランスにおける私訴（附帯私訴）」慶應法学10号（2008）329頁以下、制度の概略と被害者保護という観点から見たこの制度の意義について、白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法29巻2号（1988）316頁以下、同「私訴権と被害者」寺崎嘉博・白取祐司編『激動期の刑事法学—能勢弘之先生追悼論集—』信山社（2003）73頁以下、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続—フランスの附帯私訴—」新報98巻3・4号217頁以下、制度の歴史的考察として、水谷規男「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開（一）（二・完）」一法12巻1号（1987）145頁以下、同3号（1987）61頁以下、団体訴訟と民事訴権の関係について、同「検察官の不起訴裁量と集団的利害—フランスの団体私訴（*action collective*）の発達を素材として—」一論101巻1号（1989）80頁以下、同「フランスの私訴制度の現代的展開と訴追理念の変容」一論103巻1号（1990）100頁以下、民法研究者によるものとして、櫻見由美子「『付帯私訴』について」金沢45巻2号（2003）136頁以下がある。V. aussi, Ph. Bonfils, *L'action civile*, préface de S. Cimamonti, PUAM, 2000; B. Bouloc, *Procédure pénale*, 22<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2010, n<sup>o</sup> 225 et s.

### （3）純粹環境損害に関するフランスの学説の一般的理解

フランスの学説によると、純粹環境損害を民事責任の枠組みの中で扱うための第一の問題は、純粹環境損害が、属人的性格（caractère personnel）（単に属人性（personnalité）ともいう<sup>14</sup>。）という、損害が賠償の対象となるための要件を充足するかどうかという点である<sup>15</sup>。この点について、純粹環境損害の賠償に好意的な学説の多くは、純粹環境損害を集团的損害と性質決定することによって、属人的損害の要請という障害を克服できると主張している<sup>16</sup>。

そのように主張する学説は、たとえば、次のように説明する。すなわち、環境は、人々に集团的に帰属する集团的利益であり、集团的利益である環境に対する侵害から生じる損害である純粹環境損害の性質は、集

---

<sup>14</sup> 損害の性格としての personnel は、本稿において後にも見るように、フランス民事責任法において、「個人的な」、「本人の」、「法主体の」など複数の意義で用いられている。そして、この personnel の多義性は、本稿の問題意識の重要な部分を占めている。そこで、本稿では personnel 及びその派生語について、原則として、具体的な文脈々々における意味とは中立的に、属人的等の訳語を用いる。

<sup>15</sup> Ex., G.J. Martin, op.cit. (supra note 10), pp.121 et s.; P. Jourdain, «Le dommage écologique et sa réparation», in *Les responsabilités environnementales dans l'espace européen*, (dir.) de G. Viney et B. Dubuisson, Bruylant-LGDJ, 2006, n°14; L. Neyret, *Atteintes au vivant et responsabilité civile*, préface de Catherine Thibierge, LGDJ, 2006, n°37.

<sup>16</sup> Ex., C. Larroumet, «La responsabilité civile en matière d'environnement. Le projet de convention du Conseil de l'Europe et le livre vert de la Commission des Communautés européennes», D. chr., 1994, p.104; L. Cadiet, «Les métamorphoses du préjudice», in *Les métamorphoses de la responsabilité*, Sixièmes Journées René Savatier, PUF, 1997, p.43; G. Viney, «Le préjudice écologique», *Resp.civ. et assur.*, 1998, spéc., p.8; P. Jourdain, op.cit. (supra note 15), n°21; Ph. Brun, *Responsabilité civile extracontractuelle*, 2<sup>e</sup>éd., Litec, 2009, n°197; Ph. le Tourneau, *Droit de la responsabilité et des contrats*, 8<sup>e</sup>éd., Dalloz, 2010, n°8632; N. Coudoing, «Le dommage écologique pur et l'article 31 du NCPC», *RJE*, 2009, p.172; M. Boutonnet, op.cit. (supra note 8), p.72, pp.90 et s. (332頁、350頁以下); J. Flour, J.-L. Aubert et É. Savaux, *Droit civil Les obligations 2. Le fait juridique*, 14<sup>e</sup>éd., Sirey, 2011, n°136.

团的損害である。そして、現在、フランスでは、特に立法措置によって、集団的損害も広く民事責任によって救済の対象とされている。純粹環境損害も集団的損害であり、環境法典 L.142-2条等の立法措置もあるので、民事責任法上救済の対象と認められるというのである<sup>17</sup>。

このような説明に際しては、環境は「国民の共同財産 (patrimoine commun de la nation)」の一部をなすとする環境法典 L.110-1条<sup>18</sup>や、誰にも帰属せずその利用がすべての者に共通である「共同物 (choses communes, *res communis*)」の概念 (民法典714条<sup>19</sup>) が参照されることがある。しかし、純粹環境損害を集団的損害と性質決定する考え方の背後には、何よりも、上述の環境訴訟制度<sup>20</sup>に関する立法が存在していると考えられる。環境法典 L.142-2条は、以下のように、一定の資格を備えた環境保護を目的とする非営利社団に対し、その社団が擁護している「集団的利益」に対する侵害について訴権 (刑事訴訟における民事訴権) を付与すると規定しているからである。

#### フランス環境法典 L.142-2条

「L.141-2条に記載されている認可を受けた非営利社団は、その社団が保護の対象としている集団的利益に対して直接的又は間接的に損害をもたらし、かつ、自然と環境の保護、生活環境の改善、水、空気、土壌、景勝・景観の保護、都市計画と関わりのある、もしくは汚染及びニュースانس、原子力の安全及び放射線防護、商業活動及び広告が環境に関す

<sup>17</sup> Ex., C.Larroumet, op.cit. (supra note16), p.107; G.Viney, op.cit. (supra note16), p.8; P.Jourdain, op.cit. (supra note15), n<sup>o</sup>21 et s.; v.aussi, G.J.Martin, op.cit. (supra note10), pp.126 et s.

<sup>18</sup> フランス環境法典 L.110-1条 I 「空間、自然資源と自然環境、景勝と景観、空気の質、動植物の生息区域、多様性、及びそれらが関わっている生物的均衡は、国民の共同財産である。」

<sup>19</sup> 「何人にも帰属せず、その利用がすべての者に共同的であるのは、物 (choses) である。」

警察に関する諸法律が、その享受の仕方について規定する。」

<sup>20</sup> 本稿では、フランスにおける集団訴権 (action collective) に基づく集団的利益 (intérêts collectifs) の擁護を目的とする訴訟を集団訴訟と表記する。

る表示を含む場合における欺瞞的もしくは錯誤をもたらす可能性のあるそれら商業活動及び広告に対処することを目的とする法律の規定並びにそれらの適用のために用いられる法文への違反を構成する行為に関して、民事の当事者に認められた権利を行使することができる。

この権利は、同じ要件で、行為の日付から少なくとも5年前から正式に届出をしており、かつ、その定款において、水に関する規定への違反を構成する行為についてL.211-1条に規定された利益又は指定施設に関する規定への違反を構成する行為についてL.511-1条に規定されている利益の、一部もしくは全部の保護を掲げている非営利社団にも、同様に認められる。」

## 2 問題意識

### （1）損害の属人性の意義について

フランスの民事責任法においては、ある損害が賠償の対象となるためには、属人的性格を備えなければならないといわれる。この要件は、ある学説によると「原則として、損害の賠償を請求できるのは、損害を生じさせる所為によって損害を被った人—そして、その者だけ—である<sup>21</sup>」ということの意味する。そして、この属人性要件の下では、具体的には、間接被害者による損害賠償と、集団ないし法人による損害賠償（特に集団・法人自体に生じた損害ではなく、当該法人の構成員に生じた損害やその集団・法人が擁護することを目的としている利益について生じた損害—集団的損害（préjudice collectif）—に関する法人（団体）による損害賠償請求の可否）が問題とされる。

上で述べたように、本稿が検討の対象とする純粋環境損害について、この損害の賠償に積極的な学説の多くは、純粋環境損害は、属人的性格の充足について疑義が生じるが、集団的損害という性質決定によって、損害の属人性の要請という障害を克服し、民事責任法上賠償の対象となる損害として認められうるという。しかし、最近になって、フランスでは従来学説・判例における損害の属人性という要請の意義が、そもそも明確ではないという指摘が現れた。この要件が、実体法上の請求の正

<sup>21</sup> G.Viney et P.Jourdain (supra note8), n°288.

当性に関わるのか、それとも手続法上の訴訟の受理性の要件なのかについてさえ、民事責任法の学説の理解には混乱がみられるというのである<sup>22</sup>。

さらに、集团的損害と属人性要件の充足の論理的関係についても、フランスの学説の理解の仕方は明確ではない。純粹環境損害を集团的損害と性質決定することによって、賠償の対象となる損害は属人的性格を備えていなければならないという要件を充足できるとしても、その説明には、少なくとも、二通りの仕方が考えられる。

一つ目の理解は、属人性要件は、損害が、賠償請求の主体に、個別のあるいは集团的に帰属していれば充足される、と考えることである。もう一つは、属人的か、集团的か、どちらかに性質決定されるならば、損害は賠償の対象となるという考え方である。つまり、属人的損害とは、個別の損害のことであり、集团的損害は、属人性要件を満たさない。けれども、この要件は、適用除外を一切認めないものではなく、集团的損害も、個別の損害と同様に、民事責任法上の賠償の対象となる損害である、という説明の仕方である。しかし、損害の属人性に関して純粹環境損害が有する障害を、純粹環境損害は集团的利益であると性質決定することで克服しようとしている学説が、どちらの考え方をとっているのかについては、必ずしも明らかではない<sup>23</sup>。

## (2) 集团的損害、集团的利益という概念の曖昧さ

フランスの学説が、純粹環境損害を集团的損害と性質決定する背後には、既に述べたように、非営利社団による環境訴訟に関する環境法典 L.142-2条の規定が存在すると考えられる。フランス民事責任法では、損害とは、利益に対する侵害であるとされるため、この集团的利益に対する侵害が、集团的損害であるとされる。すなわち、集团的損害の意義は、集团的利益の意義に依存しているのである。しかし、環境法典 L.142-2条は、環境保護団体が擁護している集团的利益に対する侵害に関して、当該非営利社団に訴権を付与しているのみで、そこで請求可能な損害に

<sup>22</sup> L.Neyret, op.cit. (supra note15), n<sup>o</sup>472 et s.

<sup>23</sup> V.ex, P.Jourdain, op.cit. (supra note15), n<sup>o</sup>21 et s.

について具体的には規定していない。フランス法において、集団的利益の侵害について非営利社団等に訴権を付与する立法は環境保護の場面に限らず数多く存在する。けれども、集団的利益に関しては、法律上の定義は存在しておらず、判例上もその定義が明確でないといわれる<sup>24</sup>。

この集団的利益とは、一般的な説明によると、集団構成員の個別的利益からも、一般利益からも区別される利益であるといわれる<sup>25</sup>。しかし、この説明もまた、個別的利益や一般利益の意義に依存しており、集団的利益の性格をただちに明らかにするものとはいえない<sup>26</sup>。この定義は、集団的利益について積極的に定義するものではなく、消極的に、個別的利益・一般利益との区別を要請しているにすぎないからである。しかも伝統的には、一般利益とは、検察官によって擁護される利益であると説明<sup>27</sup>されるけれども、一般利益の意味・定義については未だ多く議論のあるところである<sup>28</sup>。また、個別的利益と集団的利益の区別は容易であ

---

<sup>24</sup> L.Boré, *La défense des intérêts collectifs par les associations devant les juridictions administratives et judiciaires*, préface de G.Viney, LGDJ 1997, n°5. V. aussi, C.Deveau, «Réflexions sur le préjudice collectif», RTD.civ., 2011, pp.250 et s. 消費者団体訴訟に関する文献であるが、後藤卷則「消費者団体と損害賠償請求」早法84巻3号（2009）51頁。

<sup>25</sup> V.ex., L.Boré, op.cit. (supra note24), n°12; Ph.Brun, op.cit. (supra note16), n°198 ; v.aussi, C.Deveau, op.cit. (supra note24), p.251. 学説による集団的利益の定義の試みについては、v. L.Boré, op.cit. (supra note24), n°4 et s. 集団的利益と個別的利益、一般利益との区別については、v., *ibid.*, n°8 et s.

<sup>26</sup> V.C.Deveau, op.cit. (supra note24), p.251.

<sup>27</sup> Ex.v. F.Terré, Ph.Shimler et Y.Lequette, *Droit civil, les obligations*, 10<sup>e</sup>éd., Dalloz, 2009, n°886.

<sup>28</sup> フランス法における一般利益については、大村敦志他（座談会）「憲法・行政法・民法における一般歴＝公益（アンテレ・ジェネラル）第7回日仏法学共同研究集会」ジュリ1353号（2008）64頁以下（特に、民法については、66頁以下）、「シンポジウム 現代社会における一般利益の諸相」新世代法政策学研究創刊号（2009）89頁以下に所収の諸論考、特にムスタファ・メキ（齋藤哲志訳）「フランス法における一般利益に関する序論的考察」同125頁以下などがある。Aussi, v.B.Fauvarque-Cosson et al., *L'intérêt général au Japon et en France*, Dalloz, 2008.

のようにもみえるが、この場合にも複数の個別的利益の和と集团的利益の関係が問題となりうる<sup>29</sup>。さらに、一人の被害者に対する侵害も集团的利益となりうる場合があるという指摘も存する<sup>30</sup>。このように、集团的利益概念の輪郭には曖昧さがみられるのである<sup>31</sup>。

また、犯罪を構成する環境侵害については、環境保護団体による集団訴訟と並んで、環境保護に関わる一定の公法人や地方公共団体にも、民事訴権が付与されているが、この場合、条文に集团的利益に対する侵害という文言はない<sup>32</sup>。学説は、この場合も集团的損害としての純粋環境損害の問題ととらえているようであるが<sup>33</sup>、このような公的な主体による損害賠償の場合を含めて、集团的損害という性質決定によって、純粋環境損害について損害の属人性要件の充足可能性を説明できるのかも問題となる。

### (3) 集团的損害の多様性と純粋環境損害の特異性

以上に加え、フランス法において集团的利益の侵害＝集团的損害が問題とされる場面は多岐にわたっており<sup>34</sup>、必ずしも環境のような社会に集团的に帰属する利益の侵害の場合に限られないことにも注意しなければならない。環境以外の集团的利益と呼ばれる利益が問題となる局面には、利益の帰属を観念しがたい、あるいは、利益の帰属主体の外延が極めて不明確な場面（たとえば、消費者の利益あるいは社会的害悪との闘い）から、帰属主体の外延がやや不明確な場面（たとえば、ある職業の利益、社会における少数者の利益）、さらには、利益の帰属主体の外延

<sup>29</sup> L.Boré, op.cit. (supra note24), n°8 et s.

<sup>30</sup> 後藤・前掲注(24) 51頁。

<sup>31</sup> 集团的利益について、集団訴訟においてその保護が図られているという側面から理解することも考えられるが、しかし、例外的にはあるが、個人によって集团的利益の擁護が図られる場合もあるといわれる (L.Cadiet et E.Jeuland, *Droit judiciaire privé*, 6<sup>e</sup>éd., Litec, 2009, n°382)。

<sup>32</sup> 環境法典 L.132-1条1項・3項、L.142-4条。

<sup>33</sup> P.Jourdain, op.cit. (supra note15), n°22.

<sup>34</sup> 集团的損害の賠償が認められる場面の拡大と、集团的損害として賠償される損害の不均質さを指摘するものとして、C.Deveau, op.cit. (supra note24), p.250.

が明確な場面（たとえば、会社の株主、倒産手続きにおける債権者<sup>35</sup>、区分所有者等の利益<sup>36</sup>）までが含まれているのである<sup>37</sup>。

このように、集团的利益と呼ばれる利益の中には、国民の共通財産あるいは共同物の考え方を媒介とした、社会に集团的に帰属する利益とは明らかに性質が異なるものも存する。したがって、上述のような、環境は、社会に集团的に帰属する利益であるから、環境に対する侵害、すなわち純粋環境損害は集团的損害である。そして現在フランスでは立法措置によって、一定の環境保護団体には、その集团的利益の侵害の場合に訴権の行使が認められている。したがって、純粋環境損害は、フランスの民事責任法において賠償の対象となる損害と認められる、という説明は、一見すると明快であるが、フランス法の文脈に照らし合わせてみると、そこには、やや論理の飛躍があるといわざるをえないように思われる。

### 3 叙述の順序

以下、本稿では、上述の問題意識に基づき、まず、損害の属人性に関するフランス法の状況を、特に集团的損害との関係において概観・分析する。そこでは、属人性という言葉が、フランス民事責任法において、必ずしも一義的に用いられてはいないこと、特に、実体法上の損害が賠償の対象となるための要件あるいは訴訟の受理性の要件として次元の異なる二つの場面において用いられていることが明らかにされるであろう（第1章）。次いで、最近のフランスの学説を手がかりに、環境のような特定の人に対する帰属を観念しがたい利益の民事責任法への組み込みがどのようにして理論的に正当化されるのかについて、検討を行う（第2章）。ところで、日本においても、特定の人利益に侵害が及ぶ以前の段階にある環境侵害の民事法救済については、議論が積み重ねられてきている。

---

<sup>35</sup> Ex., G.-A. Lilillimba, «Le préjudice individuel et /ou collectif en droit des groupements», RTD.com., 2009, p.1.

<sup>36</sup> Ex., C.Larroumet, «L'intérêt collectif et les droits individuels des copropriétaires dans la copropriété des immeubles bâtis», JCP G, I., 1976, 2812.

<sup>37</sup> V. G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n<sup>o</sup>289 et s.

しかしながら、フランスでは、純粋環境損害の賠償が徐々に裁判所によっても受け入れられてきているのに対し、日本においては、この問題について今日まで実務に受け入れられうる理論が確立されていない。このような違いは、どこからもたらされるのか、最後に、日本法との比較において、フランスの民事責任法の純粋環境損害に関する議論の意義を探ることしよう（第3章）。

## 第1章 損害の属人的性格の要請と集团的損害に関するフランス法の検討

### はじめに

フランス民法典1382条は、「いかなるものであれすべての他人に損害を生じさせる人の行為は、フォートによってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる」と規定し、損害の存在を民事責任成立の要件としている。しかし、民法典は、どのような損害が賠償の対象とされるのかについては、特に規定していない。もっとも、フランスの判例・学説は、一定の要件を満たした損害のみが賠償の対象となると理解している。そして、その要件の一つとして、賠償の対象となる損害は、属人的性格を備えていなければならないとされる<sup>38</sup>。この損害の属人性という要件については、一般的に、集团的損害と間接被害者の損害に関して充足可能性が論じられる。しかし、以下では、本稿の問題意識にかんがみ、特に集团的損害との関係において、損害の属人性について検討することにする。

本章では、まず、損害の属人性要件と集团的損害との関係について、特に、純粋環境損害のような人に対する帰属を觀念しがたい利益の侵害から生じる集团的損害に着目して民事責任法の学説を分析する。（第1節）。次に、民事訴訟法の学説が、民事責任法の学説が集团的損害について議論しているのと同じ場面について、訴えの受領性の要件に関して、属人的な訴えの利益と集团的利益の問題として論じていることを確認する（第2節）。ところで、フランスの裁判所は、一般論としては、

---

<sup>38</sup> 拙稿・前掲注（3）464頁。

訴えの受理性と請求の実体法上の正当性は区別されなければならないという見解に立っているといわれる。しかしながら、学説からは、特に環境侵害に関する判例においては、民事責任の成立の要件としての損害の属人性の問題と訴えの受理性の問題とがはっきりと区別されておらず、損害の属人性要件と集団的損害ないし集団的利益との関係も不明確であるという指摘がなされている。民事責任法の学説の見解が区々に分かれているのは、このような判例を反映しているともいわれる。したがって、最後に、純粹環境損害に関する判例における損害の属人性と集団的利益について検討することにしよう（第3節）。

### 第1節 損害の属人的性格と集団的損害に関する民事責任法の学説

本節では、主に現代のフランスの代表的な体系書・教科書の叙述の検討を通じて、損害の属人性と集団的損害の関係について分析することを目標とする。ここで、現代の学説を主な検討の対象とするのは、人に帰属しない利益の侵害と民事責任の関係、特に純粹環境損害の賠償は、極めて現代的な主題であり、古い時代の学説においては、このような問題は、ほとんど念頭に置かれていないからである。もっとも、現代の学説を理解するためには、その前提として、集団的利益の侵害に関する判例と立法の発展の経緯（1）、そして、それらの判例・立法を受けて展開された純粹環境損害の議論が台頭する以前における集団的損害と損害の属人性に関する民事責任法の学説の状況についても、概略を把握しておくことが適切であろう（2）。

次に、純粹環境損害に関する議論が民事責任法の領域で活発になってきた時期以後の学説を検討することになる。損害の属人性と集団的損害に関する現代の民事責任法の学説は、大きくは、損害が賠償の対象となるための要件として属人的性格を要請するか否かによって、二分することができる。損害の属人性を要請する学説は、さらに、これを損害の要件としてのみ把握する考え方と、実体法と手続法の二つの側面から検討する見解に分かれている。以上に対し、損害が賠償の対象となるための要件としては属人性を要請しない学説は、訴訟の場面の問題として、被害者あるいは訴えの利益という側面から集団的損害や集団的利益について検討している。この問題をもっぱら訴えの利益の問題として扱う見解

の中には、後に第2節で検討する民事訴訟法の学説と同様に、集団的損害ではなく、集団的利益という表現のみを用いているものも存する(3)。

## 1 集団的利益の侵害に関する損害賠償の発展の経緯

前述のように、フランスの学説上、一般的には、純粹環境損害の法的性質は、集団的利益の侵害から生じた損害、すなわち集団的損害であるといわれる。フランス民事責任法上、損害とは、利益に対する侵害とされるので<sup>39</sup>、集団的損害もまた、このように、集団的利益に対する侵害として定義されることになる。

この集団的利益という概念は、職業の利益に対する侵害に関する損害賠償の可否をめぐる一連の判例から生まれ、職業組合や非営利団体の集団訴訟に関する各種立法を経て発展してきたとされる。もっとも、本稿は、集団的利益自体に関する研究を目的とするものではなく、また、フランスにおける集団的利益の擁護を目的とする集団訴訟の発展の歴史的経緯については、既に日本においても詳細な研究がなされている<sup>40</sup>。したがって、ここで、改めてフランスにおける集団的利益概念の生成過程について検討を行うことはしない。本稿における分析の前提として必要な限度において、集団的利益に関する伝統的な判例法理(1)と集団的利益の擁護のための訴訟に関する立法(3)について、簡単に説明するにとどめる。2以下でみることになる損害の属人性と集団的損害に関する学説は、これらの判例・立法の参照によって形成されてきたものだからである。なお、先行研究公表後の判例の新たな動きについても、瞥見

<sup>39</sup> V. G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°249. フランス民事責任法における損害の意義については、拙稿・前掲注(3)463頁以下を参照。

<sup>40</sup> フランスにおける集団的利益の生成と発展の経緯について、詳しくは、杉原文史「フランスにおける集団的利益のための団体訴訟」早法72巻2号(1997)93頁、萩村慎一郎「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件—民事・刑事交錯領域での発展と法律上の授権による統御のメカニズム—」法協121巻6号(2004)81頁を参照。その他、これに言及するものとして、大村敦志『フランスの社交と法』有斐閣(2002)199頁以下、同『20世紀フランス民法学から』東京大学出版会(2009)138頁以下、高村学人『アソシアションへの自由〈共和国〉の論理』勁草書房(2007)311頁以下、後藤・前掲注(24)43頁以下などがある。

人に帰属しない利益の侵害と民事責任（1）

しておこう（2）。

### （1）伝統的な判例法理

集团的利益の侵害に関する損害賠償に関して、破毀院の判例は、職業組合については、破毀院連合部1913年4月5日判決において、このような訴えを承認したとされる。しかしながら、非営利社団については、反対に、破毀院連合部1923年6月15日判決が原則としてこれを否定した。

#### 破毀院連合部1913年4月5日判決<sup>41</sup>

事案：ワインに水を混ぜて販売した者に対する刑事事件において、ワイン用ブドウ栽培者の全国的な職業組合が民事の当事者として損害賠償を請求した。

判旨「一方において、ブドウ栽培業者の防御のための全国職業組合によって行使された民事訴権は、その構成員の一または複数の個別的利益を満足させることではなく、むしろ当該職業全体において問題とされ、職業組合によって代表されるその職業の集团的利益の保護を確実なものとすることを目的としていた。〔そして〕この職業組合の法的人格は、それを構成している者各々の人格からは区別される。他方において、……損害の二つの原因は、経済的、商業的又は農業的利益を直接的に侵害するものである。1884年3月21日の法律の文言により、このような利益の防御は、職業組合の法律上の使命に、重要なものとして含まれる。」

#### 破毀院連合部1923年6月15日判決<sup>42</sup>

事案：公立小学校の教師に対する枢機卿による非難に対し、教師からなる二つの非営利社団が損害賠償を請求した事件である。

判旨「一方において、職業組合とは異なり、非営利社団は、自らが属している職業を法律上当然には代表しない。他方において、官吏によって

---

<sup>41</sup> Ch.Réun., 5 avr.1913, D.P.1914, I, pp.65 et s. 詳しくは、杉原・前掲注（40）99頁以下、荻村・前掲注（40）797頁以下。

<sup>42</sup> Ch. Réun. 15 juin 1923, S.1924. I .p.49; D. 1924. I .153. 詳細は、杉原・前掲注（40）114頁以下、荻村・前掲注（40）805頁以下。

構成される非営利社団は、公務の執行でしかない職業に関する敬意を擁護するために有効に裁判所に出廷することはできないが、〔それは、〕この敬意の擁護が、公務それ自体の擁護と必然的に一体化するからである。……実際、公の職務は国にしか帰属せず、それについて、第三者からの防御を確保するのは、国の役割でしかない。この非営利社団は、その擁護が国の排他的権限に属する一般利益に対して生ぜしめられた損害の賠償を請求する資格を有してはいなかったのである。〕

つまり、個別の立法によって、特定の利益を擁護する非営利社団に、一定の要件の下でその団体が擁護している集团的利益の侵害に関する訴権が付与されている場合は別として、原則として、非営利社団による集团的利益に関する訴えは認められないのである<sup>43</sup>。このような伝統的な判例の考え方が、後にみる学説の基底をなしている。

## (2) 最近の判例の展開

(1) でみたように、伝統的には、判例は、職業組合による集团的利益擁護のための訴えには寛容であるが、非営利社団による同様の訴えには消極的な立場をとってきた。このような判例の態度の違いは、職業組合については、集团的利益を擁護する訴えに関して法律が一般的に訴権を付与しているのに対し、非営利社団については、個別的な訴権付与があるにすぎないことを背景としている（後述（3））。もっとも、ごく最近の判例は、非営利社団による集团的利益擁護のための訴えについて寛容な態度を示してきているといわれる<sup>44</sup>。たとえば、破毀院刑事部2006年9月12判決は、認可（都市計画法典上の集団訴権を行使の要件）を受けていないが、刑事訴訟法典2条1項（民事訴権の要件に関する一般規

<sup>43</sup> ただし、例外的には、非営利社団による集团的利益の擁護を認める判例も存在していたとされる (V.G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°303-4). V. ex., Crim., 14 janv.1971, D.1971, pp.101 et s. この判決及び裁判実務における非営利社団による集团的利益の擁護に関する訴訟に好意的な傾向については荻村・前掲注 (40) 812頁以下を参照。

<sup>44</sup> C.Dreveau, op.cit. (supra note24), p.250.

定、本節2（1）（カルボニエの見解）を参照）の要件を充足している営利社団について、民事訴権の行使を認めた<sup>45</sup>。また、環境法典L.142-2条による非営利社団に対する訴権付与は、文言上は刑事の裁判所における民事訴権の行使に関するものと考えられるにもかかわらず<sup>46</sup>、破毀院第3民事部2007年9月26日判決は、都市計画違反に関して、環境保護団体が民事の裁判所において集团的利益の侵害を理由として行った損害賠償請求を認容した<sup>47</sup>。さらに、破毀院第1民事部2008年9月18日判決は、

<sup>45</sup> Crim., 12 septembre 2006, Dr.Pén., 2006, comm.141.

事案：建築許可の要件（古い瓦の使用）に対する違反について、認可を受けていない環境保護非営利社団が、刑事裁判において民事の当事者として損害賠償を請求した。

判旨「控訴院は、目的とその使命の対象の特殊性を理由として非営利社団が被った、直接的かつ属人的で、当該社団の構成員の損害からは区別される損害の存在という特徴を指摘したが、これは正当であった。……都市計画法典L.480-1条5項によって認可を受けた環境保護非営利社団に開かれている、当該社団が擁護することを目的としている集团的利益に直接的又は間接的に損害をもたらす建築許可に関する犯罪に関わる場合における民事の当事者の権利の行使の可能性は、当該行為について、刑事訴訟法典2条に規定されている要件を満たす、認可を受けていない非営利社団について、その権利を排斥するものではない。」

<sup>46</sup> 刑罰法規違反の場合の民事訴権（action civile）は、刑事・民事両裁判所で行使可能であるが（ただし、刑事裁判所と民事裁判所では手続きに差異がみられる。v.ex.B.Bouloc, op.cit. (supra note 13), n<sup>o</sup>296 et s., n<sup>o</sup>312 et s.）、民事訴権を行使する主体がpartie civileとよばれるのは、民事訴権が刑事裁判所において行使される場合である（中村絃一他（監訳）『フランス法律用語辞典』三省堂（2004）228頁）。したがって、集团的利益の侵害について非営利社団に「partie civileに認められた権利の行使を認める」と規定している環境法典L.142-2条に基づく訴えは、文理上は行使が刑事裁判所に限定されると考えられるのである。

<sup>47</sup> Civ.3<sup>e</sup>, 26 sept. 2007, Bull., civ.III, n<sup>o</sup>155.

事案：環境保護を定款上の目的として認可を受けた非営利社団である、生活と自然の保護を目的とする県連合（UDVN）が、居住用家屋とプールの建設許可を得た不動産民事会社（SCI）に対して、土地占用計画上建設可能ではない区域において建築が行われたことを理由として、その取り壊しと原状回復を請求した。

判旨「非営利社団が集团的利益の名において裁判上訴えを提起できるのは、その集团的利益がその団体の目的に含まれるからである。行政裁判所が、法律に

非営利社団は、当該社団の目的に含まれる集团的利益について、立法による訴権の付与がなくとも裁判上訴えを提起できるとした<sup>48</sup>。

### (3) 集团的利益の擁護のための訴権に関する立法

集团的利益侵害の賠償に関する立法についてみると、職業組合については、1920年3月12日の法律が労働組合に集团的利益擁護のための一般的な訴権を付与した<sup>49</sup>。現在は、労働法典 L.2132-3条が職業組合の集团的利益擁護のための訴権について規定している<sup>50</sup>。非営利社団については、今日まで一般的な訴権付与はなされていないが、個別の規定による訴権付与は多い。環境保護団体に關しては、1976年7月10日の法律40条以来、次第に訴権を付与される範囲が拡大してきたが、それらの立法は、1995年2月2日の法律（通称バルニエ法）によって統一化され、今日の環境

---

反する建築許可を宣言し、そこでは、行政裁判所が、その環境の質について保護された建築不可区域において建築を許可したことを確認していたのであるから、控訴院は、その場所の建築不可能性に関する SCI による違反が、その団体の目的とその認可に合致した、県レベルにおける使命と活動を侵害し、非営利社団に、都市計画の規則の違反との関係において属人的で直接的損害を生じさせたことを確認することができた。」

<sup>48</sup> Civ., 1<sup>er</sup>, 18 sept.2008, JCP G, 2008, II, 10200, note N.Dupont.

事案：筋障害との闘いを目的とする非営利社団が、筋障害患者の受け入れ施設に対し、深刻な機能不全によって住人に損害を及ぼしたことを理由として、損害賠償金を請求する訴えを提起した。

判旨「民事訴訟法典31条、1901年7月1日の法律1条にかんがみるに……立法による資格付与の範囲にない場合であっても、そして、裁判上の手段をとることについて定款上明示の規定が欠如していたとしても、非営利社団は、集团的利益が、その団体の目的に入る場合には、集团的利益の名において、裁判上訴えを提起することができる。」

<sup>49</sup> 杉原・前掲注(40)100頁以下、荻村・前掲注(40)798頁。V.ex., Ph.Le Tourneau, op.cit. (supra note16), n°1471.

<sup>50</sup> 労働法典 L.2132-3条「職業組合は、裁判上訴えを提起する権利を有する。」

職業組合は、すべての裁判機関において、当該職業組合が代表している集团的利益に直接的であれ間接的であれ損害をもたらす行為に関して、民事の当事者に割当てられたすべての権利を行使することができる。」

法典 L.142-2条に至っている<sup>51</sup>。その他の領域においても、たとえば、消費法典 L.421-1条<sup>52</sup>や刑事訴訟法典2-1条以下<sup>53</sup>が、集団的利益の擁護のための訴権を非営利社団に付与している<sup>54</sup>。

## 2 純粹環境損害の登場以前の学説の状況

集団的利益に対する侵害、すなわち集団的損害に関して、純粹環境損害が問題とされるようになったのは、ごく最近のことである。そのため、比較的古い年代の体系書等には、この問題について特別の言及は見られない。しかし、現代の学説を理解するためには、前提として、民事責任法に関する学説が、集団的利益に関する判例や立法から、集団的損害という概念を引き出し、民事責任法の中に位置づけてきた過程についてみておくことが適切であろう。したがって、ここで純粹環境損害の賠償が民事責任法の領域で活発に議論され始める時期<sup>55</sup>以前の学説を概観しておこう。

管見の限り、損害の属人的性格の要請よりも集団的損害の方が早い時

---

<sup>51</sup> 環境保護の領域における集団的利益の擁護に関する立法の過程については、拙稿・前掲注（11）91頁以下。

<sup>52</sup> 消費法典 L.421-1条「適法に届出られた非営利社団で、消費者の利益の擁護を定款上明示的な目的とするものは、その目的において認可された場合には、消費者の集団的利益に直接的であれ間接的であれ損害をもたらす行為に関し、民事の当事者に認められた権利を行使することができる。」

<sup>53</sup> 非営利社団に対する民事訴権付与に関する刑事訴訟法典2-1条から同2-16条の規定については、荻村・前掲注（38）861頁に、一覧表としてまとめられている。ただし、同論文公刊後、現在までの間に、同法典には、2-17条から2-21条までが新設されている。

<sup>54</sup> 非営利社団に対する集団訴権付与の経緯については、杉原・前掲注（40）126頁以下、荻村・前掲注（40）819頁以下が詳しい。V.aussi, L.Boré, op.cit. (supra note16), n<sup>o</sup>44 et s.

<sup>55</sup> 民事責任法における純粹環境損害に関する研究の萌芽は、1970年代の学説にも見出されるが（G.J.Martin, *De la responsabilité civile pour fait de pollution au droit à l'environnement*, thèse Nice, 1976, n<sup>o</sup>30 et s.）、集団的利益の問題として活発に議論されるようになったのは、おおむね1990年代以後とみられる。前掲注（16）に引用の各文献の公表年を参照。

期に民事責任法の体系書に登場しているようである。民事責任法の学説は、1でみた集団的利益の擁護に関する一連の判例や立法から集団的損害という概念を引出し、民事責任の成立要件である損害の一つの範疇とした((1))。しかし、この学説を損害ではなく、訴権の行使の場面において扱う学説も現れた((2))。また、この集団的損害について、損害が賠償の対象となるために備えるべき要件としての損害の属人的性格との関連において論じる見解も登場する((3))。

### (1) 民事責任法の学説における集団的損害概念の登場

以下では、損害の属人性の要請と集団的損害について、純粹環境損害の賠償という主題が登場する以前の民事責任法の議論状況をみることにする。まず、民事責任法の学説において、集団的「損害」という命名を行ったのはドゥモーグであり、サヴァティエがそれに続いたといわれる<sup>56</sup>。もともと、ドゥモーグやサヴァティエは、損害が賠償の対象となるための要件として、損害の属人性を積極的にとりあげていない。彼らの学説において、集団的損害は、賠償の対象となる損害の一つのカテゴリとして位置づけられている。

#### ドゥモーグの見解

損害の存在は、民事責任に基づく賠償の要件であるが、いかなる損害であっても賠償の対象となるわけではない。そこでドゥモーグは、損害の現実性・確実性、精神的（無形）損害や集団的損害という観点から損害の賠償可能性について論じている<sup>57</sup>。

<sup>56</sup> L.Cadiet, op.cit. (supra note16), p.42, Ph.Le Tourneau, op.cit. (supra note16), n°1470. フランスの他の研究でも、集団的利益の定義についてはドゥモーグやプラニオル＝リペールの学説から始められている (v.L.Boré, op.cit. (supra note24), n°6)。ただし、ドゥモーグの体系書以前から判例評釈などにおいて、集団的利益や集団訴権に関する研究は既に始められていた。これについては、v. R.Demogue, *Traité des obligations en général*, t. IV, Librairie Arthur Rousseau, 1924, n°445 et s.

<sup>57</sup> 民法典1382条の文言から、損害が賠償の要件であることは疑いないとしても、損害の要請という「この原則の適用は、非常にデリケートである。損害が、

19世紀前半から20世紀前半にわたる集団的利益の賠償に関する判例の分析から、ドゥモーグは、判例において認められている職業組合や法人の訴えには2つの類型があると指摘する。すなわち、①財産や評判などの侵害によって、集団たる（法的）人（*personne collective*）に個別的損害が生じた場合と②集団構成員の利益の総和ではない集団的利益（厳密な意味での集団的利益）が侵害された場合である。もっとも、ドゥモーグによると、いくつかの判決においては、個別的利益と集団的利益とが明白に対置されているが、しかしながら、このような集団的利益について、判例は定義を与えていないという<sup>58</sup>。

そこで、ドゥモーグが判例の分析から引出した集団的利益の定義によると、「集団的損害が存在するのは、現時点においてある職業に従事しているあるいはある特定の立場にある複数の個人の大部分もしくは各々が侵害されているときだけではない。将来において特定の立場にありうるすべてのものが明白に侵害されているときもそうである<sup>59</sup>」。つまり、集団的損害においては、侵害された者の数は限定されない。現在の損害のみならず、被害者が特定されない将来の損害も対象とされる。そして、ドゥモーグによると、集団的利益擁護のための集団訴権の目的は、侵害された一般利益を保護することである<sup>60</sup>。

集団的利益の定義から明らかのように、ドゥモーグの叙述において主に念頭に置かれているのは、職業組合による職業の利益の擁護である。しかし、非営利社団（職業に関する非営利社団やなんらかの理想（ポルノグラフィや喫煙に対する反対など）を目的に掲げた非営利社団など）や法人格を持たないグループによる集団的損害の賠償請求の可能性についても言及がなされている<sup>61</sup>。特に、特定の理想に関する集団的利益については、検察官との役割の重複が問題となる。けれども、ドゥモーグ

---

現に存在し、確実になければならぬか、精神的（無形的）、直接的又は間接的でありうるか、集団的でありうるかについて問われなければならない」（*ibid.*, n° 383.）。

<sup>58</sup> *Ibid.*, n°433.

<sup>59</sup> *Ibid.*, n°433.

<sup>60</sup> *Ibid.*, n°439.

<sup>61</sup> *Ibid.*, n°440 et s.

は、「集团的利益は、個別的利益の発展を表すものでしかない」のであるから、このような訴えは認められていくであろうとしつつ、むしろ問題は、このような訴訟が、グループ構成員の誰かについての損害賠償請求という形式で行われることにありと指摘している。ドゥモーグによると、非営利社団によるこのような訴えは、損害賠償ではなく、侵害行為の禁止を目的とすべきなのである<sup>62</sup>。

### サヴァティエの見解

サヴァティエにおいては、職業組合による職業の利益の擁護の場面のみならず、より広く、種々の目的によって設立された非営利社団や公法人等各種の団体による集团的擁護の可否が一般的に視野に入れられ、各類型ごとに検討されている<sup>63</sup>。

サヴァティエによると、次のような場合には、集団による損害賠償の訴えが問題なく認められる。まず、法人格を有する集団が被った、集団自体の財産あるいは無形の権利の賠償を請求する場合である。次に、あるグループの構成員各々が確実性を有する損害を被った場合である。この場合、構成員らは、集团的に訴えを提起することができるし、また当該グループが法人格を有しかつ定款において構成員の損害について訴えを提起することができる旨を定めている場合には、そのグループは、構成員が被った損害の全体について損害賠償の訴えを提起することができる。反対に、グループによる損害賠償の訴えが認められないのは、グループの構成員が被った物的損害が、損害を被った構成員各自との関係において損害賠償の訴えの要件を備えていない場合である<sup>64</sup>。

問題となるのは、非営利社団の目的の侵害から生じる精神的（無形）損害の賠償である。このような損害が存在することは観念できるが、判例は、非営利社団についてそのような訴えを認めることに嫌悪感を示しているからである<sup>65</sup>。また、集団による訴えと被害者たる構成員各自の

<sup>62</sup> *Ibid.*, n°441.

<sup>63</sup> R.Savatier, *Traité de la responsabilité civile*, t. II, LGDJ, 1939, n°562 et s.

<sup>64</sup> *Ibid.*, n°562.

<sup>65</sup> *Ibid.*

権利（特に損害賠償請求権）の関係も問題となりうる<sup>66</sup>。

サヴァティエは、以上の総論的説明に続いて、集団的損害の賠償について、職業組合及びその他の法律の規定に基づいて組織された職業団体<sup>67</sup>、認可を受けた非営利社団<sup>68</sup>、その他の法人（会社、公法人（国、地方公共団体）など）<sup>69</sup>の場合に分けて、判例の分析を中心に検討を行っている。

## （2）訴権の行使の場面における集団的損害

集団的損害については、プラニオル＝リペールのように、損害ではなく訴権の行使の場面に関して、訴えの主体が団体の場合の問題として扱う見解も存する。

### プラニオル＝リペールの見解

プラニオル＝リペールによると、集団的損害とは、「集団が被る損害であり、そして、集団の構成員がこのようなものとしてかつ間接的にしか被ることのない損害」である。このような損害は、構成員が誰一人として賠償に関する訴権を属人的には有しない場合でも存在しうる。もっとも、当該団体は、法人格を有していなければ、このような損害について裁判上訴えを提起することができない<sup>70</sup>。

なお、プラニオル＝リペールも、ドゥモーグやサヴァティエと同様に、損害の要件として属人性を取上げてはいない。訴権に関して、自然人たる被害者が死亡した場合について、属人的（＝本人の）損害の相続人に対する譲渡可能性が問題とされているが、集団的損害は、属人的損害で

---

<sup>66</sup> *Ibid.*, n°563.

<sup>67</sup> *Ibid.*, n°564 et s.

<sup>68</sup> *Ibid.*, n°569 et s.

<sup>69</sup> *Ibid.*, n°573 et s. なお、犯罪者に対し、公法人が集団的利益に基づき損害賠償を請求することについては、二重処罰の観点から消極的に解されている (*ibid.* n°574)。

<sup>70</sup> M.Planiol et G.Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, t.VI, *Obligations*, LGDJ, 1930, n°661 et s.

はなく、個別的損害と対置されている<sup>71</sup>。

(3) 損害の属人性要件の下におかれた集団的損害  
マゾー（アンリ＝レオン）の見解

以上の学説とは異なり、マゾー（アンリ＝レオン）の体系書では、極めて簡単にはあるが、損害の属人性に関する記述がみられる。そこでは、間接被害者と集団が被った損害について言及されている。もっとも、この見解は、損害の属人性は「利益なければ訴えなし」という原則の単純な適用にすぎないとし、結局のところ、プラニオル＝リペールと同様に、属人的損害と集団的損害を賠償に関する訴権の問題として扱う<sup>72</sup>。

マゾー（アンリ＝レオン）によると、属人的損害と集団的損害の問題が生じるのは、原告、つまり侵害を受けた主体<sup>73</sup>が団体の場合である。たとえば、労働法典によって労働組合がその擁護のために訴えを提起で

<sup>71</sup> *Ibid.*, n<sup>os</sup>661 et s.

<sup>72</sup> H. et L.Mazeaud, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle*, préface de H.Capitant, t.1, Recueil Sirey, 1931, n<sup>os</sup> 272 et s., v. aussi, H. et L.Mazeaud et A.Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle*, préface de H.Capitant, t.1, 5<sup>e</sup>éd., Éditions Montchrestien, 1957, n<sup>os</sup>272 et s.

<sup>73</sup> 誰が損害賠償について訴権を行使できる(つまり、原告となることができる)かについては、「訴えなければ訴権なし」という一般原則の適用から、「民事責任訴権は、フォートによって損害を被った者だけに与えられる。しかし、侵害されたすべての者に与えられる」という解決が導かれる。これは、常識であって、いつの時代も認められてきた(例えば、共和暦4年ブリュメール3日の犯罪と刑罰に関する法典6条、治罪法典1条2項、刑事訴訟法典2条1項。民事では、明文の規定はないが、民法典1382条は、損害を生じさせた者に「それ(=損害)を賠償すること」を義務づけることで、賠償を与えられなければならないのは被害者であることを示している)という。H. et L.Mazeaud, *Traité théorique et pratique de la responsabilité et contractuelle*, préface de H.Capitant, t.2, Recueil Sirey, 1931, n<sup>o</sup>1866, v.aussi, H. et L.Mazeaud et J.Mazeaud, refondu par A.Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle*, préface de H.Capitant, t.2, 6<sup>e</sup>éd., Éditions Montchrestien, 1970, n<sup>o</sup>1866.

きるとされている、職業の集団的利益に対する直接的または間接的損害は、職業に関する損害であって、その職業組合が代表している職業の集団的利益を侵害するものでなければならない。ここで、職業の集団的利益とは、「職業組合の結成に親しむ諸個人全体に共通の利益」を意味する。ここでいう集団的利益には、労働組合の属人的利益（労働組合自体の利益）は含まれない<sup>74</sup>。つまり、集団的損害は、属人的損害の要請を満たすものではないが、賠償の対象となるのである。

これに対し、非営利社団については、労働法典の規定のような訴権の付与がないのであるから、民事責任に関する一般法の通り、その非営利社団の属人的損害が存在する場合しか、民事責任に基づく訴えを行使できないのが原則である。非営利社団には、社会の一般利益を擁護する権利は与えられておらず、その役割は検察官に与えられているからである。しかし、一般利益の検察官による独占は現代においては妥当しないのであって、実際、非営利社団も、立法による個別の訴権付与がある場合には、その団体全体が被った損害の賠償に関する訴えが認められる<sup>75</sup>。

以上に対し、同じく法人とはいっても、公法人（国、県、市町村など）は、その性質上、労働組合や非営利社団とは事情を異にしている。それらの法人は、その中に含まれる集団を必然的に代表するため、当該法人に属人的な損害とは別に、当該集団の集団的損害を観念することができない<sup>76</sup>。

結局のところ、この見解によると、民事責任に関する訴権は、侵害されたすべての人に帰属するのであるが、その行使は法的人格を有するものに限られる。法人格を有するグループは、団体自体が被った損害またはグループの構成員各自が構成員としての資格において被った損害について賠償を請求することができる。さらに、職業組合は、「職業全体からなる集団が被った損害全部の賠償」について訴権を行使することができる。これに対し、法人格を有しないグループの場合は、特別の法律が存在しない限り、グループは集団的損害の賠償について訴権を有しない。

---

<sup>74</sup> *Ibid.*, n°1881.

<sup>75</sup> *Ibid.*, n°1891 et s.

<sup>76</sup> *Ibid.*, n°1895.

したがって、当該グループの集团的利益が侵害された場合も構成員自身が、自らの属人的損害として賠償請求できるととどまる<sup>77</sup>。

#### マルティ＝レイノーの見解

マルティ＝レイノーは、損害の要件に関する叙述の中で属人的損害を独立の項目とし、属人的損害と対置されるものとして、間接損害と集团的損害とを扱う<sup>78</sup>。マルティ＝レイノーによると、個別化され、特定された被害者の損害とは異なり、一般性と拡散的な性格のために、個別的な損害として位置づけることのできない損害、つまり集团的損害が存在することは疑いが無い。ただし、この拡散的な性格のため、このような損害について主張する資格を持つものがいるのか、いるとすれば誰なのかが問題となる<sup>79</sup>。

マルティ＝レイノーは、職業組合と非営利社団による集团的損害の賠償について、破毀院刑事部の判例と立法を紹介しつつも、刑事裁判所における民事訴権の行使という観点を離れて、集团的損害の賠償という問題を解決する必要があることを指摘する。さらに、マルティ＝レイノーは、集团的損害の概念を明確化するためには、個別的な訴権の集团的行使と集团的損害の賠償を区別しなければならないと主張する。非営利社団がその構成員の権利を行使する場合にも、そこで問題とされている損害が個別的損害であることに変わりはない。集团的損害とは、「数を特定することのできない複数の個人を、その帰属 (appartenances) または信条 (croyances) を理由として侵害する」損害であって、特定の誰かが侵害されたということができないものをいう。

このように定義される集团的損害は、非常に拡散的であるため、個人について訴権を認めることは難しい。そこで、非営利社団による訴えの可能性が検討されることになる。しかし、このような訴えが認められるのは、判例または立法によって、「一定の一般利益に関する代表的性格が、

---

<sup>77</sup> *Ibid.*, n<sup>os</sup>1899, n<sup>os</sup>1895-2 et s.

<sup>78</sup> Marty et Raynaud, *Droit civil, Les obligations*, t.2, vol.1, Sirey, 1962, n<sup>os</sup>384 et 385.

<sup>79</sup> *Ibid.*, n<sup>o</sup>385.

ある非営利社団ないし団体に認められる場合」だけであって、そのような代表的性格を、すべての非営利社団に対して無制限に付与することは困難であるとする<sup>80</sup>。

以上が、民事責任法の領域で純粹環境損害の賠償が問題とされるようになる時期以前における、損害の属人性と集団的損害に関する学説の状況の概観である。

簡単にまとめると、次のようにいうことができるであろう。まず、集団的損害という損害のカテゴリは、職業の利益に関する一連の判例から学説が導きだしたものである（ドゥモーグ）。そしてドゥモーグにおいては、集団的損害は、民事責任の成立要件としての損害に関する叙述の中で、賠償の対象となりうる損害のカテゴリの一つ扱われていた（後のサヴァティエも同様）。これに対し、集団的損害という言葉を用いつつも、それを損害ではなく、被害者の訴権に関する叙述において扱う学説も見られる（プラニオル＝リペール）。しかし、この段階では、損害の要件として、属人性が積極的に取上げられていない。

その後の学説においては、集団的損害は、間接損害ないし間接被害者の問題と共に損害の属人性に関する項目の下で扱われるようになる。しかし、その位置づけには二通りある。すなわち、一方は、損害の属人性を損害の要件として位置づける見解（マルティ＝レイノー）であり、他方は、損害の属人性を訴権に関わる要請と解する学説である（マゾー（アンリ＝レオン））。

以上のように、損害の属人性と集団的損害の関係についての理解は、損害の要件として属人性に関して集団的損害について論じる見解と、訴えに関して、特に被害者が個人ではなく集団である問題として扱う立場に二分される。このような学説の二つの流れは、以下でみることになる現代の学説にも引き継がれている。

ところで、各学説は、それぞれ判例の分析を通じて集団的損害の定義を試みているが、その定義自体が学説によって異なることに注意しなければならない。集団的損害に関しては、集団自体が被った損害、集団の

---

<sup>80</sup> *Ibid.*

構成員の損害、集団が擁護を目的としている利益に関わる一定のカテゴリに含まれる集団の損害が問題とされているが、最後の類型のみを集団的損害とよぶべきであると特に主張する見解もある（ドゥモーグ、マルティ＝レイノーなど）。もっとも、各学説に共通の傾向として、集団のとらえ方にも関して、次の二点を指摘することができるであろう。一方において、訴えの当事者としての集団は、職業組合や非営利社団などの法人と理解されており、法人格のない団体が集団的利益の侵害について訴えを提起することに対して学説は消極的である。他方において、損害を被る主体としての集団については、具体的な人の集団（あるグループの構成員）だけではなく、あるカテゴリ（たとえば特定の職業）に含まれる人全体というような抽象的な集団が想定されている。後者のみを集団的損害の主体ととらえている学説も存在する（たとえばマルティ＝レイノー）。

### 3 損害の属人性と集団的損害に関する現代の民事責任法の学説の状況

集団的損害と損害の属人的性格の関係については、現代の民事責任法の体系書等の見解も、大きくは、1（3）でみたような、属人性を民法典1382条の損害の要件とし、損害の属人性要件との関係で集団的損害の賠償可能性を問うとする学説と、被害者の訴権行使という面から検討する立場とに分かれる。しかし、現代の学説には、集団的損害の定義づけよりも集団的損害とよばれる損害の類型化・分節化に向かう傾向がみられる。また損害の属人性という要件を手続法の次元と実体法の次元の両面から検討する学説も現れて始めているなどかつての学説とは異なる傾向も見受けられる。

#### （1）損害が賠償の対象となるための要件として損害の属人性を要求する学説

既に述べたように、フランス法において、民事責任が成立するためには、賠償の対象となるための要件を具備した損害が存在しなくてはならない。損害が賠償の対象となるための要件として、属人性を要求する学説としては、カルボニエ、ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）、フルール＝

人に帰属しない利益の侵害と民事責任（1）

オバール＝サヴォーを挙げる事ができる<sup>81</sup>。

#### カルボニエの見解

カルボニエによると、損害の属人性とは、損害が「誰かに帰属している」ということである。この要件は、刑事訴訟法典2条1項から導かれる。すなわち、刑事訴訟法典2条1項は、次のように規定している。

#### 刑事訴訟法典2条1項

「重罪、軽罪又は違警罪によって生じた損害の賠償に関する民事訴権は、犯罪によって直接的に生じた損害を、属人的に（*personnellement*）被ったすべての者に与えられる。」

この要件に関しては、集团的損害は属人的といえるかどうかが問題となりうるが、カルボニエは、集团的損害も、当該集団が体现している利益に生じた損害であって、損害の属人性という要件の例外をなすものではないとする<sup>82</sup>。

#### ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の見解

ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）<sup>83</sup>によると、損害は、賠償の対象となるためには、属人的でなければならないという原則は、「原則として、損害の賠償を請求できるのは、損害を生じさせる所為によって損害を

---

<sup>81</sup> ル・トゥルノーも損害の要件として属人性を要求しているが、実質的には、この要件を手続的に理解しているので、（3）において検討する。

<sup>82</sup> J.Carbonnier, *Droit civil, les biens, les obligations*, PUF, 2004 (*les obligations*, texte de la 22<sup>e</sup>éd., 2000), n°1121.

<sup>83</sup> G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note8), n°288 et s. 第2版 (G.Viney et P.Jourdain, *Les conditions de la responsabilité*, 2<sup>e</sup>éd., LGDJ 1998) 以降、この項目は、非営利社団による集团的利益の擁護に関するテーズ (L.Boré, *op.cit.* (supra note24)) の著者であるボレが担当している。同書の序文及び集团的利益に関する叙述の脚注冒頭（第3版では118頁）を参照。ボレのテーズについては、大村・前掲注（40）『20世紀のフランス民法学から』138頁以下に簡潔な紹介がある。荻村・前掲注（40）も参照。

被った人—そして、その者だけ—である<sup>84</sup>」ということの意味する。つまり、「民事責任法は、人に対する影響を通じてしか、現在のところ、有害な現象を把握していない<sup>85</sup>」のである。

もっとも、この見解によると、「人」の保護ということは、民事責任法が、個人に対して生じた損害の賠償に限定されることを意味するものではない。損害の属人性という要件については、今日柔軟に解釈されており、集团的損害や間接損害の賠償も妨げるものではなくなっている。集团的利益の保護が要請される場面は、職業や近隣共同体、ある製品やある種のサービスの利用者等の利益、あるいはより広く生産者、消費者、環境の利益、さまざまな社会的害悪に対する対処等、多岐にわたっており、集团的利益の保護は、現代社会が抱える問題の一つとすることができる。たとえば、その証左の一つが、カタラ草案が集团的利益の侵害の場合の賠償を明示的に認めていることであるという<sup>86</sup>。したがって、ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）は、集团的利益の侵害の場合に、民事責任法によって果たされるべき役割が存することは、おのずから明白であるという<sup>87</sup>。

とはいえ、彼らによると、個人によって集团的利益の侵害を主張することには、裁判所の負担増大、賠償によって加害者の財産を瞬く間に枯渇させることの無益さと不正義、あるいは被害者の範囲が広く、かつ個人の次元では損害が希薄化している場合には、損害の確実性に疑義が持

<sup>84</sup> G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°288.

<sup>85</sup> *Ibid.*, n°288. もっとも、この定義は、純粹環境損害との関係で、検討を要するものであるという (*idid.*, n.2)。

<sup>86</sup> カタラ草案1343条「財産上であれ非財産上であれ、個別的であれ集团的であれ、合法的利益(intérêt licite)の侵害を構成する確実な損害は、すべて、賠償されうる。」(P.Catala (dir.), Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 2234 à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code civil) Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, 22 Septembre 2005, "http://www.ladocumentationfrançaise.fr/rapport-publics/054000622/index.shtml, p.173.)

<sup>87</sup> G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°289.

たれるなど、多くの問題が生じることになるのである<sup>88</sup>。

上記のような総論的説明に続き、集团的利益に対する侵害が問題となる各々の場面について、各論的検討が行われている。損害の属人性に関するヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の叙述は、他の体系書等に比して特に詳細であるので、以下にその構成を示す。

「集团的利益に対する侵害

§ 1 侵害された集団の構成員の賠償に対する権利<sup>89</sup>

I 個別的損害の要請<sup>90</sup>

A. 侵害された集团的利益が非常に多数の個人にかかわる場合<sup>91</sup>

B. 侵害された集团的利益が法人格を与えられた集団の団体としての目的に組み込まれている場合<sup>92</sup>

II 法人の機関の懈怠<sup>93</sup>

A. 「個別的に」行使される会社に関する訴権<sup>94</sup>

B. 法人の機関に対する個別的訴権<sup>95</sup>

§ 2 利益を侵害された集団を代表する法人の賠償に対する権利<sup>96</sup>

I 他人の利益を擁護する法人の賠償に対する権利<sup>97</sup>

---

<sup>88</sup> *Ibid.*, n°289.

<sup>89</sup> *Ibid.*, n°290 et s.

<sup>90</sup> *Ibid.*, n°291 et s.

<sup>91</sup> *Ibid.*, n°292. 具体的に挙げられているのは、納税者の利益、テレビ視聴者の利益、宗教の信仰に関わる利益。

<sup>92</sup> *Ibid.*, n°293. ここで問題とされているのは、例えば、集团的手続における債権者のグループや会社の社員（associé）、区分所有権者等の利益。

<sup>93</sup> *Ibid.*, n°294 et s.

<sup>94</sup> *Ibid.*, n°295 et n°295-1.

<sup>95</sup> *Ibid.*, n°296.

<sup>96</sup> *Ibid.*, n°297 et s.

<sup>97</sup> *Ibid.*, n°298 et s. 法人格を有しない団体（不分割（indivision）や集团の手続における債権者）、区分所有権者組合、職業組合、著作者民事会社（sociétés civiles d'auteurs）、非営利社団による、グループ構成員に生じた損害の賠償について叙述されている。消費者、有価証券投資者及び環境保護の分野で認められている共同代理訴権、あるいはグループ訴権（クラス・アクション）に関する

II 利他的利益を擁護する法人の賠償に対する権利<sup>98</sup>]

上記の各論的検討の中で、個人への帰属を観念しがたい利益の侵害に関係があるのは、§ 2 II 「利他的利益を擁護する法人の賠償に対する権利」の部分である<sup>99</sup>。この項目では、古典的な主観的権利ではない、ある主義 (une cause) に対する侵害が賠償の対象となる損害を構成するかどうか問題とされている<sup>100</sup>。そして、この問題について、具体的に、職業組合、専門職同業団体、非営利社団、公法人の例を挙げて、さまざまな法主体 (法人) の訴えについて分析している<sup>101</sup>。

ヴィネイ＝ジュルダン (ボレ) の損害の属人性に関する叙述は、このように各論的分析を中心とし、かつ、その検討の対象範囲が、非常に多岐にわたる。しかし、民事責任の成立要件としての損害に関する叙述であるにもかかわらず、各論部分における具体的な説明においては「受理性を有するか否か」という観点からの分析が随所にみられ、各論的検討と上述の属人性の定義との関係があまり明確ではない。もっとも、上述

---

る議論も含まれる。

<sup>98</sup> *Ibid.*, n°303 et s.

<sup>99</sup> V., *Ibid.*, n°303-3.

<sup>100</sup> *Ibid.*, n°303.

<sup>101</sup> なお、この箇所では、環境保護団体等による純粹環境損害の賠償請求に対する直接的な言及は見られないが、賠償の対象となる精神的 (無形) 損害に関する説明の中に、次のような記述がみられる。すなわち、「人または財に対する即時的かつ直接的影響を有しない環境に対する侵害は、『属人的』損害という性格を示していない。そして、したがって、訴えを提起する資格を有する原告を欠くために、訴権は行使され得ないように思われる。…しかしながら…責任を負う者に対して裁判上訴えを提起する資格を、環境の擁護のために設立された非営利社団、及び、場合によっては、『自然または環境の守護者』としての職務に従事する資格を特別に与えられた公的機関に認めることは、当然に検討されうる」、という (*ibid.*, n°269-2)。この部分の叙述は、ヴィネイ＝ジュルダンによる。ここでも純粹環境損害が集団的損害であると明言していないが、ヴィネイ、ジュルダンはともに純粹環境損害を集団的損害と性質決定することによって、属人性の要請を克服する見解に立つ。V. G.Viney, *op.cit.* (supra note16), p.8 ; P.Jourdain, *op.cit.* (supra note15), n° 21 et s.

のように、ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）は、損害の属人的性格の要請を実体法上の損害に関するものとして定義しており、また、この学説は、損害の要件としての属人性と訴えの受理性はきちんと区別されるべきものであると述べている<sup>102</sup>。

ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の見解の理解のためには、以上に加え、共著者のそれぞれが、単著の論文等で述べている見解、特に当該箇所の執筆者であるボレのテーズを参照することが必要であろう。また、参考として、ヴィネイの民事責任法の概説書における損害の属人性に関する叙述にもここで触れておこう。

#### テーズにおけるボレの見解

非営利社団による集团的利益の擁護に関するボレのテーズにおいては、集团的損害ではなく、集团的利益が、個別的利益、一般利益との対比において扱われている<sup>103</sup>。もっとも、ボレは、訴えの受理性の要件としての訴えの利益と請求の正当性の要件としての損害との区別、特に属人的損害と訴えの属人的利益との関係についても解明を試みている。しかし、ボレは、結局のところ、実務上は、刑事の裁判所では損害の属人性は民事訴権の受理性の要件とされ、民事の裁判所では、訴えの利益と損害の概念が結びついているという結論に達している<sup>104 105</sup>。

---

<sup>102</sup> G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°303-6.

<sup>103</sup> L.Boré, op.cit. (supra note24) n°8 et s.

<sup>104</sup> *Ibid.*, n°15 et s., notamment, n°26.

<sup>105</sup> ボレは、本文中で説明した部分とは別の箇所でも属人的利益について言及しているが、その内容は、上で紹介した民事責任の要件に関する体系書における属人的損害に関する叙述とは視点を異にするものである。すなわち、ある主義を擁護するために非営利社団が訴えを提起することができるかどうか、という問題の前提として、利益の利己性・利他性という側面から intérêt personnel の意義を論じているのである。ボレによると「革命後のフランスは、ようするに、二つの領域に分けられてきた。すなわち、国の領域である利他主義の領域と、個人の領域である利己主義の領域である」(*ibid.*, n°126)。そして、司法裁判所の判例においては、現在においても、属人的利益と利他主義とは二律背反的にとらえられていると指摘した上で (*ibid.*, n°127)、ボレは、この考え方に反論する。彼によると、personnel とは、「人に帰属する」ということである。そして、

## 民事責任法の概説書におけるヴィネイの見解

ヴィネイは、その民事責任法の概説書において、民事責任における損害が賠償の対象となるための要件としての属人性と、刑事における民事訴権の受理性の要件としての損害の属人性とは性質を異にすると指摘している<sup>106</sup><sup>107</sup>。この点で、ヴィネイは、損害の属人性を刑事訴訟法典2条1項と結び付けるカルボニエとは立場を異にする。

ヴィネイによると、民事の裁判所においては、損害の属人性は、請求の実体法上の正当性について判断するための要件であるが、刑事裁判所においては、この要件を刑事裁判所における民事訴権の受理性を評価するために用いられているのである。確かに、刑事裁判官は、受理性を認める際、たいてい、実体 (fond) についても積極的に意見を述べるけれども、常にそうであるとは限らないし、予審裁判所における民事訴権の申立ての受理性の判断に際しては、犯罪から直接的に生じた属人的損害の實在について証明することは要請されないとヴィネイは指摘する<sup>108</sup>。

ヴィネイによると、この民事訴権の独自性は、刑事裁判機関が民事訴

---

「人は、利他的であることができる。したがって、利他主義は、人に帰属しうる」のであり、フランス法においては、精神的な（無形の）利益という観念が認められているのであるから、利他的な精神的（無形）利益の侵害に関する訴えは、受理性を認められることになる、という (*ibid.*, n°128)。

<sup>106</sup> G.Viney, *Introduction à la responsabilité*, 3<sup>e</sup>éd., 2008, LGDJ, n°83. ヴィネイは、民事責任法上の損害の属人性については、G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note8), n°288 et s. にゆだねている。

<sup>107</sup> ただし、他のいくつかの論稿において、ヴィネイは、民事責任における損害の属人性を、訴えを提起する資格、訴えの受理性の問題としており、曖昧さがみられる。V.G.Viney, «Les principaux aspects de la responsabilité civile des entreprises pour atteinte à l'environnement en droit français», *JCP G.*, 1996, 3900; G.Viney, «L'action d'intérêt collectif et le droit de l'environnement», in *Les responsabilités environnementales dans l'espace européen*, (dir.) G.Viney et B.Dubuisson, Bruylant-LGDJ, 2006, n°9 et s. なお、ジュルダンも、環境損害に関する論文中で、損害の属人性について「訴えの利益に関する手続的要請からもたらされる」要件であると述べている (P.Jourdain, *op.cit.* (supra note15), n°15)。

<sup>108</sup> G.Viney, *op.cit.* (supra note106), n°83.

権の受理性を否定した場合においても、民事裁判所において行使された民事責任に基づく訴権を容認するか否かは、民事裁判所の自由な判断にゆだねられている点において明らかである。そして、このことから、刑事の裁判官が「犯罪から直接的に生じる属人的損害」という要件を、民事訴権を制限するために政策的に利用することに躊躇しなかったことの説明がつく。民事訴権を排斥することは、被害者から損害賠償請求権を奪うことではなく、紛争を民事にゆだね、公訴に被害者が介入することを回避する手段だからである<sup>109</sup>。

以上のボレ、ヴィネイの見解を踏まえて再度ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の体系書の叙述を再度みてみよう。彼らが、実体法上の損害の要件として属人性をとらえていることは明らかである。しかし、同時に、この要件に手続的な要素が含まれていることも否定してはいないとみられる。結局のところ、彼らは、損害の属人性と訴えの受理性について、理論的、抽象的な次元では区別しつつも、実際の裁判においては、損害と訴えの利益、つまり訴えの受理性と請求の正当性の判断の間の区別がいまいであることを認めていると考えられる。それゆえ、集団的損害が問題となる類型ごとの具体的な説明の場面においては、両者をあえて明確に区別することはしていないとみられる。

フルール＝オベール＝サヴォーの見解

フルール＝オベール＝サヴォーの体系書は、かつては損害の要件として属人性に言及していなかった<sup>110</sup>。損害ではなく、訴権の行使に関して、被害者が法人である場合の問題として集団的利益擁護のための集団訴訟について説明していたのである<sup>111</sup>。しかし、最近の改訂によって、物的損害が賠償の対象となるための要件に、属人性が追加された。

フルール＝オベール＝サヴォーによると、損害の属人性とは、「損害

---

<sup>109</sup> *Ibid.*, n°83.

<sup>110</sup> J. Flour, J.-L. Aubert et É. Savaux, *Les obligations*, 2. *Le fait juridique*, 12<sup>e</sup> éd., Sirey, 2007, n°136.

<sup>111</sup> *Ibid.*, n°366.

を被った者だけが、それについて賠償を請求することができる」ということを意味する。そして、この要件は、直接損害と間接損害の区別、および集団的利益の侵害の場合に特定の団体が損害賠償のために訴えを提起できるかどうかについて問題となるとする<sup>112</sup>。

しかしながら、フルール＝オベール＝サヴォーは、ここでそれ以上間接被害者や集団的利益の問題について言及はしていない。それらについては、以前と同様に訴権の行使に関する叙述において扱っている<sup>113</sup>。損害の属人性について、彼らが言及しているのは、パリ大審裁判所、パリ控訴院による純粹環境損害の承認である<sup>114</sup>。もっとも、これらの判決は、損害の属人性という要件を緩和したものであるが、しかしながら、集団的利益の擁護のための訴権付与においてみられる要件の緩和と同じ次元にとどまるものであるという。なぜなら、これらの判決は、法律によって環境に関して特別の権限を与えられている地方公共団体と集団的利益擁護のための訴権を付与されている環境保護団体にしか賠償を認めてい

<sup>112</sup> J. Flour, J.-L.Aubert et É.Savaux, op.cit. (supra note16), n°136.

<sup>113</sup> *Ibid.*, n°366. ここでは、原告が法人の場合の問題として集団訴訟制度の一般的説明がなされている。

<sup>114</sup> いわゆるエリカ号事件。TC Paris, JCP G 2008 Actn° 88, note K.Le Couviour, et JCP G 2008 I.126 note K.Le Couviour et JCP G 2008 II. 10053, note B. Parance; AJDA 2008 , pp.934 et s., note Van Lang.;D.,2008, AJ. P351; RJE 2/2008, pp.205 et s., note T. Dumont et N.Huten; L.Neyret, «Naufrage de l'Erika: vers un droit commun de la réparation des atteintes à l' environnement», D.,2008, pp.2681 et s.; M.Boutonnet, «La reconnaissance du préjudice environnemental», Environnement n°2, févr. 2008, étude2; Ch. Huglo, «À propos de l'affaire de l'Erika et des précédents existants sur la question du dommage écologique», Environnement n°2, févr. 2008, repère2; Ph.Billet, «Qualification et disqualification du pétrole échappé de l'Erika et application du principe pollueur», Environnement n°, nov. 2008, comm.154;CA Paris, 30 mars 2010, D.2010, p.967; L.Neyret, «L'affaire Erika:moteur d'évolution des responsabilités civile et penal», D., 2010, pp.2238 et s.;K.Le Couviour, «Erika:decryptage d'un arrêt peu conventionnel, À propos de l'arrêt de la cour d'appel de Paris du 30 mars 2010», JCPG, 2010, pp.432 et s. エリカ号事件第1 審判決については、拙稿・前掲注 (11) 107頁以下を参照。

ないからである。

（2）損害の属人性を実体法と手続法の両面から把握する学説

（1）で紹介した学説と同様に、損害が賠償の対象となるための要件として属人性を要求するが、属人性は、民事責任法上の損害の要件としてのみならず、手続の側面からも検討されなければならないと主張する学説として、ブランの見解がある。

ブランの見解

ブランは、損害の属人性と集団的損害の関係について、民事責任成立の要件と民事責任発動の要件の両面から分析している。先に結論を述べるならば、ブランは、民事責任法（実体法）上の損害の属人性の適用除外としての集団的損害の賠償は、何らかの法主体に対する手続法上の資格付与を条件として可能となるとする<sup>115</sup>。

①実体法上の観点について

まず、民事責任の要件に関して、伝統的な考え方は、賠償の対象となる損害＝その主張をする者に属人的な損害と理解しているが、このことは、少なくとも手続の外では、自明の理である。これに対し、手続的次元においては、自分自身のものではない利益の擁護のために訴えを提起することが認められうるという<sup>116</sup>。

自分自身のものではない利益の擁護のための訴えの例としては、法人の名の下に、複数の個人の利益に関する請求が行われる場合と、法人に原則として個人の利益の総和には帰せられない集団的利益の擁護のための訴権が認められている場合とがある。後者は、民事責任法の観点において、集団的損害という概念を承認することを前提としている。そして、現行の実定法においては、既に損害の属人性という要請の実体法上の相対化が導かれているが、このような進展には、環境法の分野における純

---

<sup>115</sup> 同様の分析を行う学説として、民事責任法の体系書の記述ではないが、M.Boutonnet, op.cit. (supra note8), pp.89 et s.;L.Neyret, op.cit. (supra note15), n<sup>o</sup>470 et s. このような視点については、上記マルティ＝レイノーの見解も参照。

<sup>116</sup> Ph.Brun, op.cit. (supra note16), n<sup>o</sup>197.

粹環境損害の台頭がつけ加えられなければならない<sup>117</sup>。

そしてブランは、集团的損害（集团的利益に対する侵害）のカバーする領域は、一般利益からも個別的利益からも区別されなければならないとする。ただしブランは、一般利益は普遍性を有し個別的利益の総和に還元されるものではないとしつつも、集团的利益と一般利益との著しい接近、つまり集团的利益が一般利益の抽象性を借用するようになっていくことも指摘している<sup>118</sup>。

以上のように、ブランにおいては、集团的損害は、集団の構成員各々の利益からは独立の、個人からなる集団それ自体の利益に対する侵害を前提とするものである。このような集团的損害の賠償は、職業組合と一定の非営利社団に対する訴権付与という形で立法によっても承認されている。そしてこの非営利社団等による集团的利益の擁護の役割は、「大義（grandes causes）」を防御するために検察官の役割を補助（代替ではない）するものと位置づけられる<sup>119</sup>。

そのうえで、ブランは、純粹環境損害の承認について、次のように分析する。すなわち、純粹環境損害の承認は、損害は人の専有物ではないという革新的な考え方を前提とする。しかし、その射程を誇張することはできない。つまり純粹環境損害は、被害者なき損害を認めることや生態系に法主体としての資格を付与することによってではなく、伝統的に集団訴訟において労働組合や非営利社団が請求してきたような集团的損害に連なるものとして理解されるべきである。それゆえ、そのような利益を擁護する団体への訴えの資格付与がなければ、環境に対する侵害から生じた損害は、賠償の対象とはなりえないのである。つまりブランによると、純粹環境損害も、通常の集团的損害の場合と同じく、訴権に関する資格授与によって賠償が可能とされる属人的損害要件の適用除外で

---

<sup>117</sup> *Ibid.*, n°197.

<sup>118</sup> *Ibid.*, n°198.

<sup>119</sup> *Ibid.*, n°199. ブランによると、このような集团的損害は、集团的損害の評価において問題を生じさせる抽象的な性格を有する。純粹環境損害の評価に関するフランスの判例・学説の試みについては、拙稿・前掲注(7)222頁以下を参照。

ある<sup>120</sup>。

②手続法の観点に関して

次に、ブランは、集团的損害に関する訴えの資格授与について、通常の民事訴訟の場合と犯罪から生じる損害の賠償（刑事裁判所における民事訴権の行使）とに分けて論じる。

まず、通常の民事訴訟において、民事訴訟法典31条から導かれる訴訟当事者となりうる者は、訴えを提起する「利益」を有する者とイ、訴えを提起する「資格」を有する者である。資格と利益の関係は、常にはっきりと区別されないとしても、ある者が、自分自身のものではない利益について、裁判上擁護する資格を認められる場合（特に集团的利益侵害について資格を与えられたグループが主張する場合）には、利益と資格は区別されることになる<sup>121</sup>。

この訴えを提起する資格については、自らの利益ではない利益を裁判上擁護する資格の付与が問題となりうる。つまり、職業組合や非営利団体等のグループに（ア）他人の個別的利益を擁護する資格あるいは（イ）集团的利益（分割され、細分化された一般利益）の侵害を主張する資格を付与することに関する問題である。ブランは、環境法典や消費法典によって認められている共同代理訴権（*action en représentation conjointe*）を集团的利益ではなく、個別的利益の擁護に関する資格付与としてとらえる<sup>122</sup>。したがって、集团的利益は、個別的利益の総和には還元できない「抽象的に考察された個人からなる集団（*collectivité*）の利益」に限定される<sup>123</sup>。

さらに、刑事裁判所における民事訴権行使による損害賠償の場面においても、間接被害者と集团的利益の擁護のためのグループによる民事訴権の行使について、民事訴権の要件としての属人性が問題とされうる（刑

---

<sup>120</sup> *Ibid.*, n°200.

<sup>121</sup> *Ibid.*, n°528.

<sup>122</sup> *Ibid.*, n°532. このことは、実体法の次元でも指摘されている（*ibid.*, n° 199）。

<sup>123</sup> *Ibid.*, n°533.

事訴訟法典2条1項)<sup>124</sup>。

集团的利益の擁護のためのグループによる民事訴権について、少なくともそのグループが法律による訴権の付与を主張できる場合には、属人性要件は、民事訴権の妨げとはならない。集团的利益について、損害の属人性という要件は、今日においては、民事訴権を排除する理由としてほとんど機能しておらず、実体は大幅に空洞化している。そして、ブランは、これを、一部の学説によって後押しされた司法政策の歩みとみる<sup>125</sup>。

(3) 損害が賠償されるための要件に関し属人性に言及しない学説

①損害の要件として属人性を要求せず、集团的損害(利益)について訴権ないし被害者の問題として理解する学説

セリオール、マロリー＝エイネス＝ストッフエルマンクは、(2)でみた学説とは異なり、損害の要件に関して属人性に言及しない。ただし、これらの学説は、民事責任に基づく「訴え」に関する叙述の中で、原告(損害賠償の請求主体)＝被害者の問題として、集团的損害あるいは集团的利益を扱っている。

セリオールの見解

セリオールの債務法の体系書は、損害について独立の項目を設けていない<sup>126</sup>。セリオールは、損害を、被害者の訴権の問題として扱う。

セリオールによると、被害者の訴権には、ア．個別訴権<sup>127</sup>とイ．集団訴権<sup>128</sup>の2類型がある。ア．は、第一次的被害者による訴えと間接被害者による訴えとを含む(個別的損害の賠償)。これに対し、イ．は、(ア)グループの構成員だけの利益に対する侵害の賠償を目的とする類型(同

<sup>124</sup> *Ibid.*, n°561.

<sup>125</sup> *Ibid.*, n°562.

<sup>126</sup> セリオールは、1382条が定めている不法行為責任の要件について、損害ではなく、損害を生じさせる行為という側面から検討している。A. Sériaux, *Droit des obligations*, 2<sup>e</sup>éd., PUF 1998, n°102 et s.

<sup>127</sup> *Ibid.*, n°128.

<sup>128</sup> *Ibid.*, n°129.

一の侵害行為から損害を被った一定の範囲の者全体が、集団で賠償を請求する場合<sup>129</sup>と（イ）当該グループの構成員の利益を越える利益の侵害の賠償を目的とする類型とを含む。セリオアの体系書は、純粋環境損害には直接言及していないが、生活環境、自然環境の保護に関する非営利社団の訴えは、イ・（イ）に属するという<sup>130</sup>。

セリオアによると、イ・（イ）の場合には、集団訴権を行使するグループが、侵害された利益を有する多数の人々にとって検察官のような役割を果たすことになる。したがって、この場合には（少なくとも刑事の裁判所における民事訴権行使の場面では）、検察官との役割の競合が問題となりうる。しかし、現実には、このような訴訟は、職業組合による職業の利益の保護や、生活環境や自然環境の保護等、一定の場合に、立法によって認められている<sup>131</sup>。

そして、集団訴権の原型たる職業組合の団体訴権に関して、セリオアは、このような集団的訴えにおいて問題とされる損害においては、なお社会性よりも個性性が大きいとしても、このような集団的訴えと、古典的な民事責任に関する訴えとの結びつきは、非常に部分的でしかないとする。このような訴えは、社会的なトラブルの原因者に対する公訴権—原則的には検察官に留保されている訴権—としての性質を帯びるのである。つまり、このような訴えは、合法性（*légalité*）を目的とするのであり、「準公訴」と名付けられる。このような性格は、非営利社団による集団訴訟においても同様に認められる。さらに、セリオアによると、刑事訴訟法典2-1条以下の規定は、一定の犯罪に関して、いかなる特定の損害の証明も前提としない集団訴訟のカテゴリを定めているものであるという<sup>132</sup>。

ところで、損害について独自の項目を立てないセリオアは、損害が賠償の対象となるための要件としての属人性についても、特に独立の項目を立てて検討してはいないが、被害者に関する叙述の中に、属人的損害

---

<sup>129</sup> *Ibid.*

<sup>130</sup> *Ibid.*

<sup>131</sup> *Ibid.*

<sup>132</sup> *Ibid.*

という表現自体は存在する。

上記イ.の場合において、属人的損害とは、「誰か人が被った個別的損害からも社会全体の秩序に対する妨害から生じる一般的損害からも区別される〔グループの〕属人的損害」である<sup>133</sup>。グループの属人的損害を認めていること、またそれが個別的損害から区別されるものとしていることから、セリオールは、個別的損害と属人的損害は別概念ととらえていると考えられる。したがって、ここでは、属人性は、個別性よりも法主体への帰属性の意味で理解されているとみられる。なお、セリオールは、上記損害の区別は刑事裁判所でも民事裁判所でも妥当するという立場をとっているが、主に念頭におかれているのは、刑事裁判所における民事訴権行使の場面のようなものである<sup>134</sup>。刑事裁判所における民事訴権の行使や集团的利益擁護のための訴えと検察官の役割の衝突に対する言及がみられることからすると、セリオールにおいては、明示的な言及はないが、損害の属人性の根拠は、刑事訴訟法典2条1項と理解されているのではないかと推測される。

#### マロリー＝エイネス＝ストッフエルマンクの見解

マロリー＝エイネス＝ストッフエルマンクによると、損害の属人性は、損害が賠償されるための要件ではない。彼らは、この要件については、被告の訴えの利益の段階で審査されるとする<sup>135</sup>。その上で、民事責任に基づく訴えの被害者が法人の場合の問題として集团的損害について論じ

<sup>133</sup> *Ibid.*

<sup>134</sup> なお、セリオールによると、①の場合の属人的損害は、間接被害者の損害との対比における第一次的被害者の損害（被害者が自ら被った損害）を意味するが（*Ibid.*, n°128）、ここでも根拠として刑事訴訟法典の規定が挙げられている。被害者が不法行為によって死亡し、間接被害者の損害が問題となる場合には、侵害行為が刑法犯（殺人・過失致死）にも該当することが一般的であるからではないかと考えられる。

<sup>135</sup> Ph.Malaurie, L.Aynès et Ph.Stoffel-Munck, *Les obligations*, 5<sup>e</sup>éd., Defrénois, 2011, n°241. ただし、この学説は、損害が賠償の対象となるための要件について、物的損害と精神的（無形）損害とに分けて論じており、「直接的で、属人的かつ確実な」損害という要件の要否については、物的損害に関するものとしている。

ている<sup>136</sup>。

この見解によると、民事責任に基づく法人の訴権には、集団自体の訴権（action d'une collectivité pour son compte）、グループ訴権（action groupée）及び集団訴権（action collective）という三つの類型が存する。集団自体の訴権とは、個別的な法的「人」としての法人自体に生じた損害に関するものである。グループ訴権とは、当該法人の構成員が各々財産上の損害を被った場合に、法人が訴えを提起する場合に関する。ただし、マロリー＝エイネス＝スタッフエルマンクは、グループ訴権で問題となる構成員の個別的損害は、物的損害に限られ、精神的（無形）損害については、集団訴権において扱われるとする。これに対し、集団訴権とは、法人と関係のあるグループ全体の利益の擁護を目的とする訴権である。集団訴権が認められるのは、典型的には、職業組合であり、職団にも同様の訴権が認められる。したがって、それ以外の法人は、原則として、民事責任に基づく集団訴権を行使できない<sup>137</sup>。

しかし、実際には、多くの団体が、何らかの特殊な観点からみた一般利益の擁護のために集団訴権を認められている。このような訴権は、多くの場合、刑事手続における民事訴権行使という形で認められる。したがって、しばしば、そこでは、社会全体の利益、刑事の法律が問題とされることになる<sup>138</sup>。

このような特定の観点から一般利益を擁護するための非営利団体の集団訴権には、二つの障害が存する。一つは、政治的な観点から、このような訴えが刑事における民事訴権の行使として行われることに関して生じる問題である。つまり、その代表性が不明確であるにもかかわらず、訴権を与えられた非営利団体は、検察官の協力者として、過度の復讐を行うおそれがある。二つ目の障害は、技術的な問題である。「集団的利益に対する侵害は、（精神的（無形）損害を除き）非営利団体に対し属人的かつ直接的損害を生じさせない」、ということである。しかし、法律による立法措置や判例は、非営利団体に定款の目的と一致する一般利

---

<sup>136</sup> *Ibid.*, n°225.

<sup>137</sup> *Ibid.*, n°225.

<sup>138</sup> *Ibid.*, n°226.

益の擁護を目的とする訴えを認めているのである<sup>139</sup>。

つまり、マロリー＝エイネス＝ストッフエルマンクによると、集団訴訟によって擁護される集団的利益が、特定の観点から見た一般利益に相当する場合があります、その場合、集団的利益の侵害は、精神的（無形）損害を除き、訴権を行使する非営利社団に対して属人的損害を生じさせない<sup>140</sup>。しかし、立法や判例は、属人的損害の欠如にもかかわらず、このような訴えを認めている、というのである。

## ②損害の属人性と集団的損害の両方に言及しない学説

テレ＝シムレ＝ルケットやファーブル＝マニャンは、①でみた学説と同様に、損害の要件として属人性を要求しない。集団的利益に関する団体の訴えについては言及がみられるが、しかし、①の学説とは異なり、集団的損害という言葉を用いない。損害に関して属人的性格の具備を要請しつつも、この要件を訴えの利益に関する要件としてもっぱら手続的に理解するル・トゥルノーも、この範疇に属するとみることができるであろう。

### テレ＝シムレ＝ルケットの見解

テレ＝シムレ＝ルケットの債務法に関する体系書は、損害の要件としては属人性に言及しない<sup>141</sup>。賠償の方法に関する叙述の中で、被害者に関して、団体の訴えと集団的利益について触れている。

当然のことながら、法人格を与えられている法人は、自らの利益を擁護するために訴えを提起できる。しかし、職業組合や非営利社団のような非営利の団体が、その団体の属人的利益ではなく、自らが代表している（または、代表していると主張する）集団的利益を侵害する損害につ

<sup>139</sup> *Ibid.*, n°226.

<sup>140</sup> 反対から見れば、マロリー＝エイネス＝ストッフエルマンクは、集団的利益の侵害が、当該非営利社団に属人的な精神的（無形）損害を生じさせる可能性があることを否定していない、ということでもある。

<sup>141</sup> F.Terré, Ph.Shimlir et Y.Lequette, op.cit. (supra note27), n°697 et s.

いて賠償を求める場合には、デリケートな問題が生じる<sup>142</sup>。

まず、職業組合については、表現に技術的な問題を含む法文ではあるが、労働法典L.2131-1条が一般的に集团的利益に関する訴権について規定している。これに対して、非営利社団については、労働法典L.2131-1条にあたる立法措置がない。そのため、ある利益の擁護を自らの「存在理由」としている非営利社団は、公的有用性を認められたとしても、当然には、その利益を代表する者とはされない。しかしながら、労働法典と同様の文言で、一定の非営利社団に集团的利益擁護のための訴えの権限を認める立法が繰り返されている。さらに、立法による資格付与のない場合にも、集团的利益の名の下に、一般利益の擁護のための非営利社団の集団訴権を認める強力な動きが存在する<sup>143</sup>。

ここで、テレ=シムレ=ルケットの関心は、健訟的傾向を促進することへの懸念、集团的利益と公益ないし一般利益との関係、あるいは集团的利益に関する訴権の行使と検察官の役割との競合に払われている。もっとも、「集团的利益に対する侵害の賠償<sup>144</sup>」という表現からは、集团的利益を実体法的に理解しているように見える。しかし、叙述は、集团的利益の内容ではなく、集团的利益擁護のために訴えを提起する権利ないし権限を中心に展開されている。

#### ファール=マニャン見解

ファール=マニャンは、損害の要件としては、損害の属人性を要請しない<sup>145</sup>。その上で、訴権の行使に関して、個別的利益に関する訴権と集团的利益に関する訴権とを対置する。もっとも叙述は集团的利益に基づく訴えに関する法律と判例の説明を中心としており、集团的利益概念

---

<sup>142</sup> *Ibid.*, n°886.

<sup>143</sup> *Ibid.*, n°886.

<sup>144</sup> *Ibid.*, n°886.

<sup>145</sup> M.Fabre-Magnan, *Droit des obligations, 2-Responsabilité civile et quasi-contras*, 2<sup>e</sup>éd., PUF, 2010, pp.109 et s. なお、同書の賠償の対象となる損害に関する項目には、環境損害について、細字で1頁の叙述があるが、内容は判例と文献の紹介にとどめられており、環境損害の性質について、独自の見解は述べられていない。*Ibid.*, p.151.

自体については、特別の言及はみられない。ただ破毀院の判例において、非営利社団に団体の目的に合致する一般利益に基づく訴えが認められるようになってきており集団的利益概念の拡大がみられること、このような傾向はその行き過ぎが懸念される一方で、環境のような個人的利益を越える利益の侵害の場面には適していることを指摘している<sup>146</sup>。なお、テレ＝シムレ＝ルケットや後にみるセリオーの見解が、被害者の訴権の問題として集団的損害について論じているのとは異なり、ファーブル＝マニャンは、被害者の問題と訴権の問題を別の箇所であげている。すなわち、ファーブル＝マニャンは、損害に関する項目において被害者の類型について叙述しているけれども、被害者に関する問題としては、直接被害者と間接被害者について取り上げるのみで、集団（法人）が被害者である場合については触れていない<sup>147</sup>。

このように、ファーブル＝マニャンにおいては、手続の次元における訴えの利益の問題として集団的「損害」ではなく、集団的「利益」が論じられているのである。

#### ル・トゥルノーの見解

ル・トゥルノーは、属人性を、損害の要件として取上げつつも、実質的には、訴えの利益の属人的性格、すなわち訴えの受理性の要件として位置づける。そして、この要件を、集団・グループによる訴訟に対する意味での個別的な訴訟の要件として扱う。集団的利益擁護のための団体訴訟は、そのような意味における属人的損害要件の適用除外と理解される<sup>148</sup>。

このような理解を前提として、ル・トゥルノーは、損害（*préjudice*）は、賠償の対象となるためには、属人的性格を備えなければならず<sup>149</sup>、そして、この要件に関しては、自然人については、間接損害の賠償が、

<sup>146</sup> *Ibid.*, pp.385 et s.

<sup>147</sup> *Ibid.*, pp.129 et s.

<sup>148</sup> Ph.Le Tourneau, op.cit. (supra note16), n<sup>os</sup>1450 et s.

<sup>149</sup> ル・トゥルノーは、*dommage* と *préjudice* とを区別して用いる。彼によると、*dommage* とは、被った侵害 (*lésion subie*) であり、*préjudice* とは、その侵害の結果 (*conséquence de la lésion*) である。*Ibid.*, n<sup>o</sup>1305.

また、法人については、法人の精神的（無形）損害と集団的利益の侵害<sup>150</sup>が問題となるとしている。

集団的利益の侵害に関するル・トゥルノーの説明によると、団体（groupement）は、それ自体の財産について擁護できるのみならず、「真に集団的な利益」の擁護を「結晶化」することができる。その場合において、法人は①その集団の構成員に属人的な損害、さらに、②集団（collectivité）ないしそのグループが体现している社会的カテゴリーの高次の利益（intérêt supérieur）について擁護することもできる。ル・トゥルノーが挙げている例によると、①は、拡張が予定されている空港の周辺住民を非営利社団が擁護するような場合であり、②については、全国的な消費者の非営利社団が、フランスの市場に危険な製品が流入することに対処するような場合を想定することができる<sup>151</sup>。

このような集団的利益の擁護について、ル・トゥルノーは、上述のように属人的利益の要請の適用除外が認められる場合であると理解する。この適用除外が認められる範囲は、訴えの主体が職業組合であるか非営利社団であるかによって異なるが、それは、集団的利益の侵害の場合の法律による訴権の付与が一般的（職業組合）か、そうでない（非営利社団）かによる<sup>152</sup>。

このように、ル・トゥルノーは、属人性を損害の要件として挙げつつも、実質的には、この要件を訴えの利益に関するものとして手続的に理解している<sup>153</sup>。

なお、ル・トゥルノーは、特に、純粋環境損害に関して、「侵害され

---

<sup>150</sup> これに対し、法人の属人的利益は、集団的利益の範囲に含まれない。会社や非営利社団、組合あるいはその他の法人格を有する集団は、自然人と同様に、法的な人格に対する財産的・非財産的侵害に対して訴えの属人的利益を有する。このような法人の属人的利益を集団的利益と呼ぶことは、ル・トゥルノーによると誤りであるとされる。

<sup>151</sup> *Ibid.*, n<sup>os</sup>1470.

<sup>152</sup> *Ibid.*, n<sup>os</sup>1471 et s.

<sup>153</sup> このような考え方は、かつてル・トゥルノーの体系書の共著者であったカディエの見解と共通している。カディエの見解は、民事訴訟法の学説として後に検討する。

た利益が集団的かつ客観的である場合には、訴えの属人的利益の要請について困難〔が生じる〕。すなわち、自然は、訴えを提起する属人的利益を有する法主体ではないのである。ただし、その賠償について訴えを提起する任務が、特別の法人（〔自然〕保存機関、財団、非営利社団）に与えられる場合は別である。しかしながら、フランスの実定法は、次第に広くこれを認めている」と述べている<sup>154</sup>。つまり、ル・トゥルノーは、純粋環境損害の賠償についても、損害の属人性、つまり訴えの属人的利益の要請の適用除外として、一定の法主体への法律による訴権の付与によって、訴えが認められる場合があると理解しているのである。ただし、上記引用部分冒頭の「侵害された利益が集団的かつ客観的」という部分における「利益」という表現は、侵害の対象となった利益のことであるから、損害とは侵害された利益である、という場合の利益、つまり実体法上の意味における利益に相当するように思われる。

## 第1節のまとめ

フランス民事責任法の学説は、以上においてみたように、集団的利益の擁護に関する判例・立法をうけて集団的損害と損害の属人性に関する議論を発展させてきた。ここでは、本節の本来の目的である現代のフランス民事責任法における集団的損害と損害の属人性の関係に焦点をしばって、本節の内容を簡単にまとめることにする。

### 1 損害の属人性の意義について

フランスの民事責任法の学説における損害の属人性の定義は、あまり明確ではない<sup>155</sup>。しかし、以上の分析からは、フランスの民事責任法の学説の理解において、損害の要件としての属人性には、次のような意味が含意されていると考えられる。まず、損害の属人性に関して間接被害者の損害が扱われている以上、ア.「被害者自身の」という意義があることは明らかである。また、集団的損害との関係でいえば、「集団的」に対置されるイ.「個別的」の意義を有することになる。もっとも、集

<sup>154</sup> *Ibid.*, n°8632.

<sup>155</sup> V.J. Flour, J.-L.Aubert et É.Savaux, op.cit. (supra note16), n°136, p.162, n.1.

団構成員の個別的損害について、集団が、本人に代わって賠償請求する場面における集団的損害との関係では、損害の属人性は、「個別的」と「被害者自身の」との両者を含意するとみるべきであろう。さらに、ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の、「民事責任法は、人に対する影響を通じてしか、現在のところ、有害な現象を把握していない<sup>156</sup>」というという表現からは、属人性がウ・「人＝法主体への帰属」という意味をもつことが示されている。以上のように、本節の検討からは、損害の「属人性」には、少なくとも上記3つの意味があることが認められる<sup>157</sup>。これらの中で、ウ・の意味は、純粹環境損害のような特定の法主体に対する帰属を觀念しがたい利益に対する侵害の場面において特に重要である。

さらに、損害の属人性は、学説によって、実体法的に、あるいは手続法的に、さらには実体法と手続法の二つの側面から理解されていることが確認された。有力な立場とみられるのは、純粹環境損害の登場以前の学説を含めて、損害の属人性を手続的に理解する見解である。確かに、法人自体に帰属する損害について、その法人が賠償請求する場合や、団体を構成するメンバーに個別的に帰属する利益について団体が賠償請求する場合には、損害の実体法上の帰属主体が存在するため、損害の属人性をもっぱら手続的に解することも可能であるように思われる。

しかし、純粹環境損害のように損害の本来的な帰属主体が觀念できない場合には、手続的側面から訴権の担い手について考慮するだけでなく、そのような損害が民事責任法上賠償の対象となる損害といえるのかどうか、実体法の側面からの検討が必要になると考えられる。このことは、いくつかの現代の民事責任法の学説が、主に純粹環境損害の賠償の場面を想定して、損害の属人性を実体法上の損害の要件としても検討していることによって裏付けられているといえよう。たとえば、上で引用した、ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）における損害の属人性に関する理

<sup>156</sup> G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note8), n°288.

<sup>157</sup> 属人的損害は、「法的な意味における人が被った損害」と「賠償を請求する者自身が被った損害」の二つの意味を有するとする見解として、訴訟法の観点から純粹環境損害の検討を行う論文であるが、v. N.Coudoing, op.cit. (supra note16), p169.

解、つまり現在の民事責任法は、人に対する影響を通じてのみ有害な現象を把握しているという定義は、純粹環境損害との関係で述べられたものである<sup>158</sup>。また、かつては、損害の要件として属人性を要請していなかったフルール＝オベール＝サヴォーが、最近になって、損害の要件として属人性に言及するようになり、かつそこで純粹環境損害について触れていることやブランが損害の属人性の実体法的側面に関して、純粹環境損害の台頭に言及していることもそのことを伺わせる。さらに、損害の属人性をもっぱら手続的に理解し、訴えの利益の属人性に関して集団的損害の問題を扱うル・トゥルノーの叙述においても、純粹環境損害の属人性に関しては、「侵害された利益」の集団性に対する言及がみられる。

損害の属人性が要求される根拠についても、学説の理解は概して明確ではない。実体法上、つまり民事責任の要件としての損害の属人性の根拠として、刑事訴訟法典2条1項を挙げる見解（カルボニエ）もあるが、根拠を特に示さないことが一般的である（ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）、ブラン、フルール＝オベール＝サヴォー）。しかし、おそらく、これらの見解においては、損害の属人性の要請は、民法典1382条の「損害」の解釈の問題として理解されていると推察される。そして、その直接的な根拠は、民事責任の成立について属人的損害の存在を要求する判例（後述、本章第3節）であろう。

損害の属人性を被害者（原告）の訴権に関わる手続的要請とらえる立場においては、次節でみる民事訴訟法の学説と同様に、損害の属人性は、（新）民事訴訟法典31条に関する要件として理解されていると考えられる。同条は、訴権の受理性の要件として訴えの利益ないし資格の存在を必要としているが、この訴えの利益に関して、民事訴訟法の学説は属人的性格の具備を要求しているからである<sup>159</sup>。ただし、集団的利益の擁護に関する法律の規定は、刑事裁判所における民事訴権の付与という形式をとることが一般的であるため<sup>160</sup>、属人性要件の根拠を刑事訴訟法典2条1項と考えている見解もあるのではないと思われる。なお、ブラン

<sup>158</sup> G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note8), n°288, n.2.

<sup>159</sup> 民事訴訟法典31条については、次節において検討する。

<sup>160</sup> 環境法典 L.142-2条、消費法典 L.421-1条、刑事訴訟法典2-1条以下等。

は、民事訴訟では民事訴訟法典31条、刑事における民事訴権行使の場面では刑事訴訟法典2条1項が、手続的次元における属人性の要請の根拠であるとはっきりと述べている。

## 2 集団的損害の意義について

定義の曖昧さと多重性は、損害の属人性だけではなく、集団的損害についても同様に認められる。まず、損害の属人性の要請の位置づけとも関わることであるが、損害の属人性を実体法的にとらえるか、手続的にとらえるかによって、集団的損害（集団的利益）の法的性格も、実体法のあるは手続法的に理解されることになる。

また、学説が集団的損害とよぶ損害には、多様な類型が含まれていることが確認された。集団自体の損害、集団の構成員の個別的利益の総和、特定の集団が損害を被った個人に代わって損害賠償を請求する場合のその損害、集団構成員の個別的損害の総和には還元できない抽象的な「集団」の損害などである。ただし、学説の中には集団自体の損害については、集団的損害ではなく、集団の属人的損害であると指摘するものも存する。

それらの集団的損害について、そこで問題とされている「集団」の性格という観点からみると、集団訴訟の担い手としての集団については、現代の学説においても、前にみた比較的古い学説と同様に、一般的には、法人格を有する団体（法人）であると理解されている。しかし、侵害された利益＝損害の帰属主体としての集団についてみると、かつての学説では、一定のカテゴリに属する人全体として抽象的な集団を中心に集団的損害を理解する傾向が比較的強かったのに対し、現代の学説においては、団体たる集団の具体的な構成員の一部ないし全員あるいは構成員以外の個人に生じた個別的損害についても、請求主体が集団である場合には集団的損害として扱うのが一般的である。したがって、現代の学説においては、侵害された利益＝損害の帰属主体に関して、複数の「集団」概念が併存しているということができよう。

## 3 損害の属人的性格と集団的損害の関係について

損害の属人性という要請と集団的損害の関係について、学説は、集団的損害は集団に属人的に帰属する損害であるとして、属人的損害の要請

に反しないとするもの（カルボニエ）と集团的損害の賠償を属人的損害の要請の適用除外とみるもの（たとえば、ブラン、ル・トゥルノー）とに分かれる。集团的損害の賠償を損害の属人性という要件の緩和とみる見解（たとえば、フルール＝オベール＝サヴォー）もあるが、これは、後者に属するとみられる。しかし、両者の関係について、明言しない学説も多く、フランスの民事責任法において、どちらが支配的見解であるかについては、にわかには判断しがたい。

## 第2節 民事訴訟法の学説

民事訴訟法の学説は、訴えの受理性の要件を定めている（新）民事訴訟法典31条の規定に関して、訴えの利益の属人性の存否を問題とする。そして、この要件については、集团的利益に関する訴えが具体的な検討の対象の1つとされている（1）。民事訴訟法の学説には、訴えの属人的利益と集团的利益の関係について、集团的利益に基づく訴えは、訴えの属人的性格を欠くので、原則として受理性を有しないが、法律による訴えの「資格」授与によって、訴権の行使が認められる、とする立場（訴えの資格構成）（2）と個別的利益に加え、集团的利益によっても、訴えの属人的利益の存在という要件が満たされる、と考える立場（訴えの利益構成）とがある（3）。以下では、現代の民事訴訟法の代表的な体系書の中から、前者について、カディエ＝ジュランの見解を、後者については、クーシェ＝ラガルドの主張を取上げてみていくことにしよう<sup>161</sup>。

### 1 訴えの受理性の要件—訴えの利益の属人的性格

民事訴訟法の学説は、訴えを提起する権利（*droit d'agir*）と、実体法上のないし基礎となる権利（*droit substantiel ou fondamental*）、すなわち請求・防御とは区別されなければならないとしている<sup>162</sup>。つまり、訴

<sup>161</sup> 民事訴訟法における学説の発展の経緯、特に訴えの利益と資格による訴権の構成については、荻村・前掲注（40）836頁以下が詳細な検討を行っている。

<sup>162</sup> その理由としては、たとえば、訴えを提起する権利は、実体法上の権利が存在しない場合にも存在しうることが挙げられる（ある請求が、手続法上は受理性を有するけれども実体法上は正当性を有しない場合）。また、実際に訴

えが裁判所に受理されるためには、実体法上の請求の正当性とは別に、訴えの受理性の要件が充足されなければならない。そして、訴えの受理性が認められるための要件については、（新）民事訴訟法典31条が、「訴えの利益」または「資格」の存在を要求している。

（新）民事訴訟法典31条<sup>163</sup>

「訴権は、法律が、申立てを行いもしくは〔それについて〕争うため、または特定の利益を擁護するために資格を与えられた者のみに訴えを提起する権利を付与している場合を除き、申立ての成功又は排斥に対して正統な利益を有するすべての者に開かれている。」

以下でみるように、この（新）民事訴訟法典31条の解釈に関して、民事訴訟法の学説は、訴えが受理性を認められるための要件として、訴えの利益が属人的性格を備えていることを要求している。そしてこの要件については、職業組合や各種非営利社団による集团的利益に関する訴えが、この訴えの属人的利益という要件を充足するかどうかが問題となる。

## 2 集团的利益に関する訴えの「資格」構成

カディエ＝ジュランの見解

カディエ＝ジュラン<sup>164</sup>によると、訴えの利益とは、「訴えが、原告に

---

訟を提起するかどうかは任意であるから、手続き上の行為（請求や防御）が行われない場合にも訴えを提起する権利は存在する（G.Couchez et X.Lagarde, *Procédure civile*, 16<sup>e</sup>éd., Sirey, 2011, n°149）。もっとも、民事訴訟法の学説においても、損害（利益に対する侵害）と訴えの利益の関係とが密接に関連し、実体法と手続法の「真の混同」にまで達しているとの指摘が存する（Soraya Amrani-Mekki, «Le droit processuel de la responsabilité civile», in *Études offertes à Geneviève Viney*, LGDJ, 2008, p.15.）。さらに、「民事責任においては、訴えの利益は、損害の中に存する」という学説もある（N.Coudoing, op.cit. (supra note15), p. 177, v. aussi, p.169.）。V.aussi, L.Boré, op.cit. (supra note), n°26.

<sup>163</sup> 新民事訴訟法典31条（旧法）と民事訴訟法典31条（現行法）は、文言が同一である。

<sup>164</sup> V.S. Guinchard et F.Ferrand, *Procédure civile, Droit interne et droit*

もたらしうる利得 (profit)、効用 (utilité) または利点 (avantage)』である<sup>165</sup>。訴えが、受理性を有するためには、訴えの利益が存在するだけでなく<sup>166</sup>、訴えを提起する利益が、正統性と属人性という性格を備えていなければならない<sup>167</sup>。

そして、この見解によると、訴えの利益が属人的であるというのは、自然人と法人の各々について、以下のような意義を有する。まず、①自然人に関して、属人的利益の要請とは、「人は、法に対する違反がその固有の利益においてその者を侵害し、かつ、訴えの結果が、その者に、属人的に利益をもたらすであろう範囲内においてしか、裁判上訴えを提起することができない」、ということである。このことは、人（自然人）は、検察官が擁護するとされている一般利益や、他人の利益については訴えを提起できない、ということの意味する<sup>168</sup>。

これに対し、②法人の場合、人の団体 (groupement) は、ア. その「固有の利益」について、イ. その団体の「構成員の属人的利益」について（それらの利益の総和は、集团的利益を構成する）あるいはウ. 「その団体が代表しようとするカテゴリの上位の利益 (l'intérêt supérieur)」について、訴えの属人的利益をもちうるかどうかが問題となる。カディエ＝ジュランによると、この問題について、属人的利益の要請から導かれる帰結は、「人の団体は、それが訴えの成功について固有の利益を有する場合しか、訴えを提起することができない」、ということである。つまり、法人に訴えの利益が認められるのは、上記ア. の場合に限られることになる。もっとも、カディエ＝ジュランによると、訴えの利益が存しない場合であっても、法律によって付与された、訴えを提起する「資格」に

---

*communautaire*, 28<sup>e</sup>éd., Dalloz, 2006, n<sup>os</sup>139 et s., notamment, n<sup>o</sup>155 et n<sup>o</sup>156; N.Coudoing, op.cit. (supra note16), pp.174 et s.

<sup>165</sup> L.Cadiet et E.Jeuland, op.cit. (supra note31), n<sup>o</sup>352.

<sup>166</sup> *Ibid.*, n<sup>o</sup>353 et s.

<sup>167</sup> *Ibid.*, n<sup>o</sup>357 et s.

<sup>168</sup> *Ibid.*, n<sup>o</sup>361. なお、この見解によると、この自然人に関する訴えの属人的利益に関しては、フランス法へのクラスアクションの導入の可否が問題となりうる。

基づき、訴えを提起することができる場合が存する<sup>169</sup>。したがって、上記、イ・とウ・の場合については、訴えの資格という観点から訴えの可否について検討されることになる<sup>170</sup>。

カディエ＝ジュランによると、訴えの資格とは、「訴えを提起する権利を与える法的資格、すなわち、裁判官に、申立ての正当性（*bien-fondé d'une prétention*）を審査することを願い出る権利」である<sup>171</sup>。このような訴えの資格が問題となる場面は、原告の属人的利益を目的とする場合<sup>172</sup>と、原告の属人的利益を目的としない場合の二つに大別され、後者にはさらに、一般利益の擁護を目的とする場合、集团的利益の擁護を目的とする場合、他人の利益の擁護を目的とする場合に区分される。集团的利益の擁護に関する訴えの資格は、職業組合には一般的に、非営利社団には法律による特別の資格付与に基づき限定的に認められる。例外的に自然人が集团的利益について訴えを提起できる場合も存する<sup>173</sup>。

ここでさらに、民事責任の現代的変容に関するカディエの論稿の叙述も参照しておこう<sup>174</sup>。ここでは、損害の属人性との関係における現代における損害概念の変容の一つの例として、純粹環境損害に言及されているからである。

カディエによると、損害の要件は、主観的要件としての正統性、属人性と客観的要件としての直接性・確実性である。ただし、カディエは、主観的要件は、損害の属性というよりも、訴えを提起する権利の要件であると位置づけている。損害の属人性に関していうならば、伝統的に、損害の属人性という要請によって、賠償を請求する権利は、損害を生じさせる所為によって侵害された人だけに割当てられ、つまり、訴えを提起する属人的な利益が必要とされてきたのである。

この論文においてカディエは、損害（法的次元における損害：

<sup>169</sup> *Ibid.*, n°362.

<sup>170</sup> *Ibid.*, n°376 et s.

<sup>171</sup> *Ibid.*, n°363. ただし、資格という要件は、利益、能力、権限等とはっきり区別しがたい場合があり、また定義の仕方が学説によって異なるという。

<sup>172</sup> *Ibid.*, n°364 et s.

<sup>173</sup> *Ibid.*, n°367 et s.

<sup>174</sup> L.Cadinet, op.cit. (supra notel6), pp.41 et s.

préjudice) の属人性に関する現代の変容は、ア. 間接被害者が被った損害の賠償と、イ. 人の集団が、その集団に属人的とはいえ侵害に対する賠償の訴えを提起する可能性について生じていると指摘している。ただし、以下では、本稿の主題から、後者のみを取り上げる。

カディエによると、イ. 集団によるその集団に属人的とはいえ侵害に対する賠償の訴えは、さらに (ア) 他人の個別的利益に対してもたらされた侵害の賠償に関する場合と (イ) 一般利益と同視されず、集団に固有の利益にもその集団の構成員全体に共通の利益にも還元されない、集団的利益の擁護のために行使される訴権に関する場合に分けて考えなければならない<sup>175</sup>。

ここで、より根源的な性質を有するのは、(イ) の場合における属人的損害の要請の適用除外である。このような集団的利益の擁護に関する訴訟は、特に非営利社団について著しい発展を遂げており、刑事裁判所でも民事裁判所でも広く承認されてきていることが認められる。しかしながら、上で分析したカディエ＝ジュランの体系書においても指摘していたように、カディエは、このような訴権は、原則として、特別な資格付与を必要とするものである、という<sup>176</sup>。

カディエによると、このような集団的利益の擁護を目的とする訴訟では、損害は団体化され、そしてこの団体化によって、損害は抽象化されることになる。そして、環境保護団体（非営利社団）の訴訟を通じて純粹環境損害が出現してきたことは、「人に対する影響を超えて、有害な現象について配慮するという、民事責任法の使命」を例証するものであるという。つまり、純粹環境損害は、「人またはその財に対する侵害の結果からは独立にそれ自体として賠償に親しむ」のである<sup>177</sup>。そして、カディエは、このことに、「単なる手続上の意味を超えた、損害の属人性という要請の衰退の団体的ないし団体とのかかわりにおける意味」を見いだしている<sup>178</sup>。

---

<sup>175</sup> *Ibid.*, p.42.

<sup>176</sup> *Ibid.*, pp.42 et s.

<sup>177</sup> *Ibid.*, p.43.

<sup>178</sup> *Ibid.*

### 3 集团的利益に関する訴えの「利益」構成

#### クーシェ＝ラガルドの見解

クーシェ＝ラガルドにおいても、訴えを提起する権利の一般的要件は、訴えの利益または資格の存在である。前者の訴えの権利の要件としての「利益」に関しては、伝統的に正統性、既に発生しかつ現存していること、属人的かつ直接的性格が要請される。当事者が集団であっても、グループ、法人が、その所有する財産を侵害されたような場合、属人的かつ直接的利益の証明は容易である。これに対し、一般利益、集团的利益の擁護を使命とするグループが、当該利益の侵害について訴えを提起しようとする場合には、属人的かつ直接的利益が問題となる。つまり、この場合に属人的かつ直接的利益を正当化し、訴えを提起する権利をグループに対し認めることができるかが問われることになる<sup>179</sup>。

これについては、グループが職業組合である場合と非営利社団である場合に分けて検討する必要がある。まず、①職業組合について、その組合が代表する職業の集团的利益に直接的または間接的に損害を及ぼす行為について訴えを提起することについて、判例・立法は、非常に寛容な態度をとっている。ただし判例によると、職業組合によって主張される利益は、検察官によって擁護される一般利益とも、組合の構成員の個別の利益からも区別される集团的利益でなければならない<sup>180</sup>。

これに対し、②非営利社団については、個別的な立法による訴権付与があり、その数も増加しているが、一般的に訴権を付与する法文は存在しない。立法上の手当てがない場合、判例は非営利社団による訴えをししばしば排斥している。これは、「非営利社団によって主張された〈集团的利益を性格づけることに存する困難さ〉」の帰結である。非営利社団の目的は、しばしば非常に外延が不明確で、終局的には一般利益とつながってしまう。しかし、この場合にも、集団による訴訟<sup>181</sup>において考慮

<sup>179</sup> G.Couchez et X.Lagarde, op.cit. (supra notel62), n°154.

<sup>180</sup> *Ibid.*, n°155.

<sup>181</sup> アメリカのクラスアクションをモデルとした、大量損害 (préjudice de masse) に関する訴訟は、グループ訴権 (action de groupe) の問題として区別される (*ibid.*, n°155bis)。

されるのは集团的利益のみであって、これはグループの構成員の個別的利益と一般利益から区別されなければならない<sup>182</sup>。

集团的利益に関する訴えが受理性を有するかどうかについて、クーシェ＝ラガルドが、資格ではなく利益の問題として論じるのは、訴えの「資格」の定義のあいまいさを理由としている。クーシェ＝ラガルドによると、訴えの資格とは、「『法的な名義 (titre juridique)』であって、ある者に、そのサンクションを請求する権利を裁判上援用することを認める」ものであるが、これは、曖昧で、権限 (pouvoir) などの他の観念と同視される傾向がある。また、大多数の場合には、資格と利益は分離しがたいという<sup>183</sup>。

訴えの資格という問題が顕在するのは、団体とりわけ非営利社団による訴えについて属人的で直接的な訴えの利益の充足が問われる場合である。しかし、訴えの資格は、訴えの利益と密接に結びついており、一定の性格を備えた訴えの利益の存在が正当化されれば、資格の存在を認めるのに十分なのである。したがって、集団訴権についても、属人的で直接的な訴えの利益の存否について考慮すれば足りるのであって、利益とは別に資格の問題を論じる必要は認められないのである<sup>184</sup>。

## 第2節のまとめ

民事訴訟法の学説は、(新) 民事訴訟法典31条に関して、訴訟の受理性の要件として訴えの利益の存在を要求しており、この訴えの利益は、属人的性格という要請を満たすものでなければならないとされる。これについては、訴えの利益と実体法における損害(利益に対する侵害)と

---

<sup>182</sup> *Ibid.*, n°155.

<sup>183</sup> *Ibid.*, n°156.

<sup>184</sup> *Ibid.*, n°157. なお、クーシェ＝ラガルドによると、訴えの資格によってしか説明できないのは、次のような場合である。一つは、離婚あるいは相対無効を理由とする法律行為の取消のように、法律が、訴えを提起することができる者を、訴えの利益を有する者の中の一定の者に限定している場合である。もう一つは、法律によって、ある者が、他人の権利・訴権を、自らの資格において行使することが認められている場合である。たとえば、債権者代位訴権を行使する債権者がこれにあたる。

の間に混同がみられるという指摘もみられるが<sup>185</sup>、いずれにせよ、民事訴訟法の学説は、民事責任法に基づく損害賠償の訴えに関し、実体法上賠償の対象となる損害が存在するか否か、つまり実体法上請求の正当性が認められるか否かとは別に、手続法上、訴えの要件として、訴えの属人的利益を問題としている。

民事訴訟法の学説によると、集团的利益が問題となる訴訟類型においては、手続法の次元において、訴えの受理性に関して訴えの属人的利益の充足可能性が問われる。そして、この要件の充足が認められなければ、原則として、請求が正当性を有するか否かの判断の前に、手続上の要件が具備されていないことを理由として、訴えは排斥される。この原則の例外は、法律が、一定の者に対し、その者が訴えの属人的利益を有さない事項について、訴えを提起する資格を授与している場合に認められる。

しかしながら、非営利社団による集団訴訟については、属人的利益の要件を満たさない、つまり訴えの利益の存在が認められないが、法律による訴えの資格授与があれば、訴えが受理性を備えると考ええる立場と、集団的な訴えの利益の存在によっても属人性の要件を充足できるという立場に分かれる<sup>186</sup>。つまり、民事訴訟法の学説においても、集团的利益が問題となる場面が、訴えの属人的利益という要請の適用除外にあたるのか、集団的な訴えの利益によっても属人性という要件が満たされるのかについては、見解が分かれている。

#### [付記]

本稿は、平成23年度学術研究助成基金助成金（若手研究（B）：課題番号23730079）の助成を受けた研究成果の一部である。

---

<sup>185</sup> 前掲・注（162）。

<sup>186</sup> 集团的利益のための訴えの受理性に関する利益構成と資格構成については、荻村・前掲注（40）836頁以下を参照。